

健康福祉部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月20日提出

目 次

◎当初予算関係

【健康福祉部】

- ・令和6年度健康福祉部の主要施策 4

【感染症特別対策室】

- ・新興感染症対策事業
（新型コロナウイルス感染症分） 6

【地域・家庭福祉課】

- ・福祉人材確保推進事業 7
- ・災害ボランティア活動支援事業 8
- ・災害福祉広域支援体制整備事業 9
- ・「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 10
- ・次世代育成支援対策施設整備事業 11
- ・子ども虐待防止対策事業 12
- ・生活保護費 13

【長寿社会課】

- ・地域でつなぐ認知症支援推進事業 14
- ・元気で明るい長寿社会づくり事業 16
- ・地域介護福祉施設等整備事業 18
- ・介護給付費負担金 19
- ・介護人材確保対策事業 20
- ・（新）介護業務「カイゼン」推進事業 22

【障害福祉課】

- ・障害者県地域生活支援事業 23
- ・障害者差別解消推進事業 24
- ・医療的ケア児等総合支援事業 25
- ・障害児・者施設整備補助事業 26
- ・（新）秋田県心身障害者コロニー整備事業 27
- ・ひきこもり対策推進事業 28
- ・依存症支援体制整備事業 29

【健康づくり推進課】

- ・「あきた健康宣言！」推進事業 30
- ・「受動喫煙ゼロそして禁煙」推進事業 32
- ・がん対策総合推進事業 33

【国保医療室】

- ・福祉医療費等助成事業 35
- ・国民健康保険事業 36

【保健・疾病対策課】

- ・心はればれ県民運動推進事業 38
- ・妊娠・出産への健康づくり支援事業 40
- ・（新）感染症予防計画推進事業 43
- ・難病相談・生活支援事業 44

【医務薬事課】

- ・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構
支援事業 4 5
- ・ 災害医療体制整備事業 4 6
- ・ 在宅医療推進支援事業 4 7
- ・ 湖東厚生病院医療提供体制確保事業 4 9
- ・ (新) 地域医療連携推進法人等連携
支援事業 5 0
- ・ (新) 医療施設食事療養費支援事業 5 1

【医療人材対策室】

- ・ 医師地域循環型キャリア形成支援シ
ステム推進事業 5 2
- ・ (新) 看護補助者処遇改善事業 5 4

◎ 議案関係

【福祉政策課】

- ・ 秋田県子ども・女性・障害者相談センター条
例の一部を改正する条例案の概要について 5 5

【地域・家庭福祉課】

- ・ 秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止
する条例案の概要について 5 6
- ・ 秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関
する基準を定める条例案の概要について 5 7

【長寿社会課】

- ・ 秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を
改正する条例案の概要について 5 8

【障害福祉課】

- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県
精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告
の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
の概要について 6 3

【国保医療室】

- ・ 秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一
部を改正する条例案の概要について 6 5
- ・ 秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条
例案の概要について 6 6

【医務薬事課】

- ・ 医療法施行条例の一部を改正する条例案の概
要について 6 8
- ・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構第四期中
期計画（案）の概要 7 0

【医療人材対策室】

- ・ 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改
正する条例案の概要について 8 3

戦略5 健康・医療・福祉戦略

1 健康寿命日本一の実現

県民自らが健康について考える機会の創出

- ・「子ども健康会議」の開催による子どもの健康意識の向上と親世代の健康づくりの取組への波及

特定健診・がん検診の受診率の向上【デ】

- ・健(検)診予約システムの活用による受診の促進

ICTを活用した健康づくりの推進【デ】

- ・スマホアプリを活用した企業対抗型ウォーキングイベント等の開催

生活習慣の改善に向けた社会環境の充実

- ・秋田県版健康経営優良法人の拡大による働き盛り世代における健康づくりの促進
- ・「秋田スタイル健康な食事」の普及による健康的な食環境の充実



2 安心で質の高い医療の提供

質の高い医療提供体制の構築に資する人材確保対策の強化【賃】【デ】

- ・医療MaaS等を活用した総合診療医の育成及び多職種連携によるチーム医療の向上

地域医療提供体制の強化

- ・医療機関の役割分担と連携強化に資する「地域医療連携推進法人」設立の促進
- ・大館市立総合病院が実施する地域救命救急センターによる三次救急医療提供体制充実のための運営費等への支援

在宅医療提供体制の整備及び介護事業との連携体制強化【デ】

- ・「在宅医療の連携を担う拠点」による医療・介護連携体制の構築、ICTの活用による遠隔診療や多職種連携の促進
- ・訪問看護総合支援センター（仮称）による安定的な看護サービスの提供に向けた支援体制の整備

新たな感染症危機に対応するための保健医療提供体制の充実・強化

- ・新興感染症発生時の医療提供等に係る医療機関等との協定締結
- ・医療機関が行う感染症専門人材の育成等への支援

3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化

介護・福祉サービスの充実に資する人材確保対策の強化【賃】【デ】

- ・介護ロボットやICT等の導入に係る相談や伴走型支援等を行う業務改善総合相談センター（仮称）の創設
- ・職員の処遇改善や人材育成等に取り組む介護サービス事業所を認証する「認証評価制度」の内容の拡充
- ・介護職場のイメージ向上のための情報発信の強化



地域リハビリテーション体制の構築

- ・市町村の介護予防事業を支える地域リハビリテーション支援体制の構築促進

認知症予防に向けた取組等の推進

- ・認知症基本法の成立を契機とした、県民等への認知症予防と早期発見を含む知識の普及・啓発等に係る取組の強化
- ・認知症の人の社会参加の促進と共生社会の実現に向け、認知症の人が自ら情報発信できる体制づくりの推進

障害者等が暮らしやすい社会の実現に向けた支援の充実

- ・医療的ケア児等コーディネーターなど医療的ケア児の支援を行う人材の育成強化
- ・精神障害者の地域生活支援体制の強化

4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現

災害福祉支援体制の充実・強化

- ・災害発生時に備えた訓練への参加など「災害派遣福祉チーム」を担う人材の育成強化
- ・県災害ボランティア支援センターの設置・運営に係る協定締結等、平時からの体制整備

「民・学・官・報」連携強化による自殺予防対策の推進

- ・高齢者に焦点を当てたゲートキーパー養成講座の拡充



ひきこもり支援の推進

- ・市町村職員等を対象とした支援技術の向上に向けた研修会の開催
- ・ひきこもりの実態調査や情報発信のあり方などを検討するための民間支援団体等との意見交換の実施

ヤングケアラーに係る広報・啓発活動の推進

- ・ポスターやカード等の配付によるヤングケアラーに関する理解の促進

戦略4 未来創造・地域社会戦略

2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

安心して妊娠・出産ができる環境づくり

- ・不妊治療に要する負担軽減のための助成の充実
- ・出産後の母親支援や地域専門機関等とのネットワーク構築に向けた「母子健康手帳プラスブック（リトルベビーハンドブック）」の作成

子ども医療費助成に係る支援の充実

- ・子ども医療費助成の高校生への拡大及び所得制限の撤廃

予算額 70,704千円（国 35,127 〇 35,577）

1 事業目的

保健所等の新型コロナウイルス検査や患者の医療費負担（請求遅れ分）などを継続するほか、罹患後症状やワクチン副反応に対する医療体制を維持する。

2 事業内容

- (1) 検査体制整備事業 36,512千円
感染症法に基づき保健所や健康環境センターが実施する新型コロナウイルス感染症の疫学調査や発生動向調査事業を継続する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策協議会運営費等 7,378千円
これまでの新型コロナウイルス感染症医療体制から通常医療への移行の確認を行い、円滑に体制変更が行われるよう支援する。
- (3) 新型コロナウイルスPCR検査等保険適用外負担費 4,008千円
5類感染症移行前に医療機関等において医師の判断でPCR等の検査を実施した場合に、患者の自己負担分（請求遅れ分）を県が負担する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者医療費 19,500千円
新型コロナウイルス感染症患者を入院措置した場合の医療費のうち、自己負担分（請求遅れ分）について負担する。

(5) 新型コロナウイルス感染症罹患後症状対策事業

2,581千円

医療機関を対象に診療のアプローチ等について研修を行うとともに、学校や事業所等に罹患後症状の周知を図る。

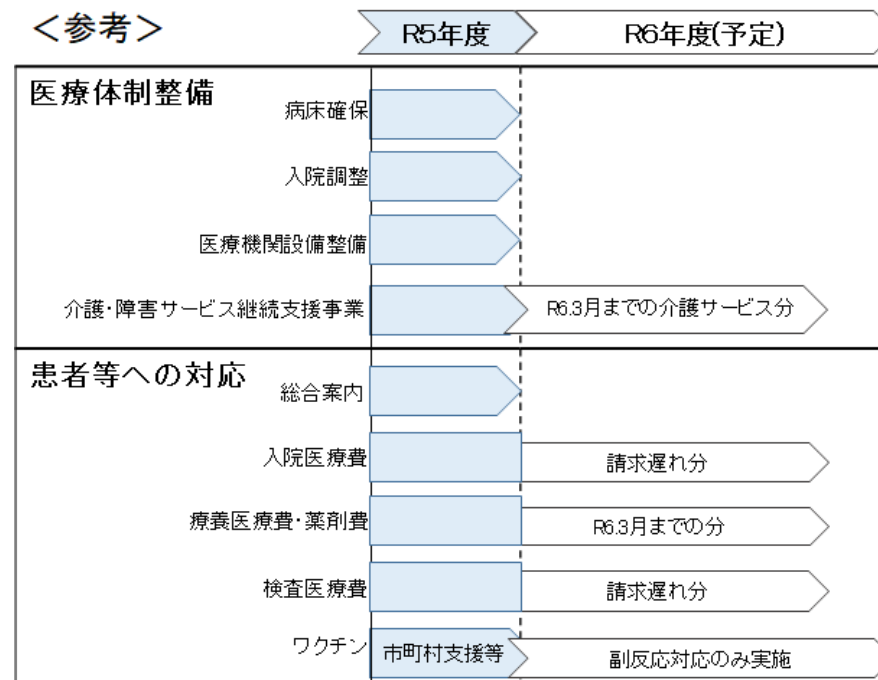
(6) 新型コロナワクチン副反応対応体制確保事業

725千円

専門的な医療機関と連携し、副反応を疑う症状についての医療体制を維持する。

- ・実施期間 令和6年4月～令和7年3月
- ・医療機関 秋田大学医学部附属病院

<参考>



予算額 23,598千円 (Ⓐ 23,598) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

福祉・介護の仕事のイメージアップを図り、若年層をターゲットにして人材確保を図る。また、求職者に対する福祉の仕事の斡旋により、人材の確保と定着を図る。

2 事業内容

(1) 福祉人材確保推進協議会事業 927千円

- ①福祉人材確保推進協議会（1回）
 - ・協議会における事業進捗の確認
 - ・啓発資料の内容検討
- ②求職者や学生等に対する啓発資料作成等

(2) 小学生向け福祉教育副読本の作成・配付 546千円

小学校の授業で活用する福祉教育副読本を県内の全小学3年生に配付

(3) 中学校における福祉の仕事セミナーの開催 2,234千円

県内の中学校を訪問して、キャリア教育の授業等において、福祉の仕事を学ぶセミナーを開催する。(10校)

- ・委託先：秋田県社会福祉協議会

(4) 福祉人材マッチング機能強化事業

19,891千円

- ①福祉人材キャリア支援専門員によるマッチング支援
福祉人材キャリア支援専門員（3名）が県内の福祉事業所等を巡回し、求職者とのマッチングを行う。また、女性や高齢者等の求職者開拓を行うとともに、新規就労者の定着支援等を行う。
・委託先：秋田県社会福祉協議会
- ②秋田県福祉保健人材・研修センターHPの作成
求職者・求人事業所向けの情報発信、福祉の仕事に関する情報提供を行うとともに、福祉業界のイメージアップを図ることにより、福祉人材の確保を図る。

予算額 2,933千円 (国 500 〇 2,433)

1 事業目的

災害発生時の救助の円滑化・効率化を図るため、公助の救助事務と共助のボランティア活動との調整を円滑に行うための体制を整備する。

2 事業内容

(1) ⑧ 災害ボランティア支援センター運営事業

1,933千円

県内で大規模な災害が発生し、救援活動に多くのボランティア活動が必要な場合、県社会福祉協議会に災害ボランティア支援センターの設置を要請し運営を委託する。

- ・対象経費：人件費、旅費等

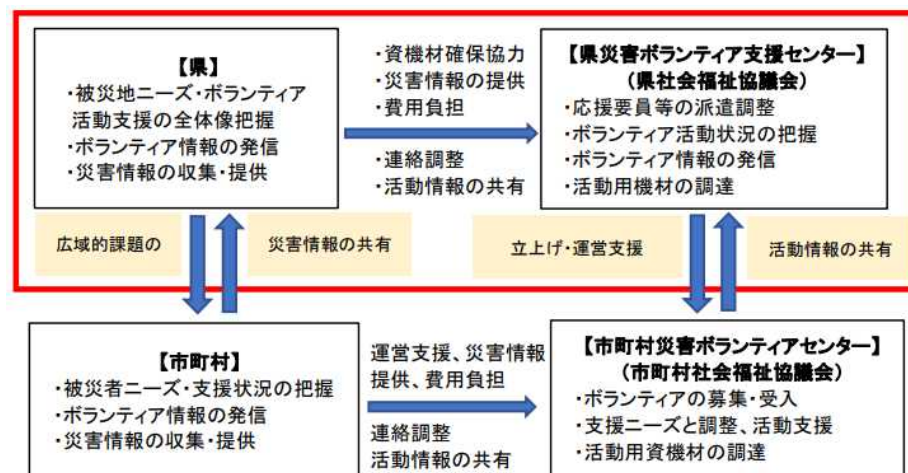
(2) ボランティア振興助成事業 1,000千円

災害ボランティアセンターの運営に関わり、被災者とボランティアを総合的に調整する役割を担う人材を養成するため、研修や実地訓練等を行う。

- ・研修等：災害ボランティアコーディネーター養成研修、フォローアップ研修、災害ボランティア活動実施研修、災害ボランティア活動実地訓練
- ・補助先：秋田県社会福祉協議会

(参考)

災害ボランティア支援センター設置・運営における県、県社協、市町村等の役割



予算額 4,210千円 (国 1,500 〇 2,710)

1 事業目的

避難所等において災害時要配慮者に対する福祉支援を行う、福祉専門職等からなる支援チーム（DWA T）を組成するとともに、避難所等へこれを派遣することにより、災害時要配慮者に対する必要な支援体制を確保するためのネットワークを構築する。

2 事業内容

(1) DWA T派遣体制の整備 1,651千円
チーム員の登録研修や総合防災訓練等に参加

(2) DWA Tの活動費等 1,531千円
災害発生に備えた危機管理的費用や傷害保険

(3) 県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の開催 1,028千円

災害時において、要配慮者に対する機動的な福祉支援ができるよう、平時から関係機関等が連携して必要な支援体制を確保

・補助先：県社会福祉協議会

・補助額：2,620千円

※ (1) の一部、(3) の全部

《参考》

秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

1 目的

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワークを構築することを目的とする。

2 業務内容

(1) 秋田県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。

(2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。

(3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び秋田県災害派遣福祉チーム（DWA T）の編成・派遣に関すること。

3 事務局

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

予算額 40,004千円 (国 228 入 5,601 〇 34,175) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

地域共生社会の実現を見据え、地域福祉支援計画の進行管理と、市町村における重層的支援体制の円滑な構築を支援する。

介護が必要な家族等をサポートするケアラーが相談しやすい環境づくりに向け、ケアラーに係る問題を周知するとともに、支援体制を整備する。

2 事業内容

(1) 地域福祉支援計画推進事業 89千円
地域福祉支援計画専門分科会開催 (1回)

(2) 重層的支援体制構築に向けた支援事業 341千円

- ・市町村に対する研修等開催 (2回)
- ・アドバイザー派遣 (5市町村)
- ・一般県民等向け地域共生社会セミナー開催

(3) 重層的支援体制整備事業交付金 33,973千円
複雑な課題を抱える住民等を一体的・重層的に支援するため、市町村が行う体制整備等を支援する。

- ・補助対象：能代市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、井川町、大潟村 (7市1町1村)

- ・対象経費：市町村の実施する重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等の事業費
- ・補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4

(4) ケアラー支援・普及啓発事業 5,601千円
ヤングケアラーを含む家族介護者が相談しやすい環境づくりに向け、普及啓発を促進するとともに、相談援助従事者研修、相談窓口の運営等により支援体制整備を進める。

- ①実施主体 県
(一部をNPO法人秋田県介護支援専門員協会へ委託)
- ②内 容
 - ・普及啓発セミナーの開催
 - ・相談援助従事者研修の開催
 - ・オンラインつどいの場の運営
 - ・SNS相談窓口の運営
 - ・普及啓発資料の作成、広報活動の促進
 - ・ケアラー支援推進に向けた庁内連絡会議等の開催

予算額 224,140千円 (国 194,603 債 23,600 ー 5,937)

<p>1 事業目的 代替養育が必要な児童に、より家庭的な生活環境を提供することにより児童福祉の向上を図るため、施設の小規模かつ地域分散化を支援する。</p> <p>2 実施主体 社会福祉法人等</p> <p>3 事業内容 児童養護施設の本体施設と分園型小規模グループケアの整備に要する費用を助成する。 ①補助先 (福)ファミリーケアサービス ②対象施設 県南愛児園ドリームハウス (横手市) ③補助対象 令和5年度 分園型小規模グループケア 1施設 令和6年度 本体施設 1施設 分園型小規模グループケア 3施設 ④総事業費 450,692千円 ⑤補助額 (令和5年度) 24,903千円 (令和6年度) 224,140千円 (総額) 249,043千円</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>施設数：1 整備時期等：令和6年度 施設概要：事務室、一時保護居室、ショートステイ室など 所在地：横手市南町</td> </tr> <tr> <td>分園型小規模グループケア</td> <td>施設数：5 整備時期等：令和5年度 2施設 ※補助対象外の1施設を含む 令和6年度 3施設 施設概要：入所定員6人×5施設 所在地：横手市安田、横手市南町、横手市前郷二番町</td> </tr> <tr> <td>地域小規模児童養護施設</td> <td>施設数：1 整備時期等：平成22年 施設概要：入所定員6人 所在地：横手市安田</td> </tr> </tbody> </table>	整備後		本体施設	施設数：1 整備時期等：令和6年度 施設概要：事務室、一時保護居室、ショートステイ室など 所在地：横手市南町	分園型小規模グループケア	施設数：5 整備時期等：令和5年度 2施設 ※補助対象外の1施設を含む 令和6年度 3施設 施設概要：入所定員6人×5施設 所在地：横手市安田、横手市南町、横手市前郷二番町	地域小規模児童養護施設	施設数：1 整備時期等：平成22年 施設概要：入所定員6人 所在地：横手市安田
整備後									
本体施設	施設数：1 整備時期等：令和6年度 施設概要：事務室、一時保護居室、ショートステイ室など 所在地：横手市南町								
分園型小規模グループケア	施設数：5 整備時期等：令和5年度 2施設 ※補助対象外の1施設を含む 令和6年度 3施設 施設概要：入所定員6人×5施設 所在地：横手市安田、横手市南町、横手市前郷二番町								
地域小規模児童養護施設	施設数：1 整備時期等：平成22年 施設概要：入所定員6人 所在地：横手市安田								

予算額 41,727千円 (国 19,929 入 396 諸 30 ー 21,372)

<p>1 事業目的 児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための取組や児童の自立支援等を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 児童虐待防止関係機関連絡会議 265千円</p> <p>(2) 虐待事案検証委員会の設置 870千円 ①虐待による重大事案が発生した際の検証委員会を開催 ②[○]秋田県社会的養育推進計画の見直しを行い、後期計画(令和7～11年度)を策定</p> <p>(3) 虐待対応推進事業 13,877千円 ①北・南児童相談所に相談対応を支援する職員を配置 ②児童や保護者からのSNS相談に対応 ③[○]適切な親子関係の構築を支援するため職員向けの研修を実施</p> <p>(4) 虐待防止啓発事業 1,139千円 ①児童虐待防止推進月間における啓発イベントを開催 ②[○]非暴力による適切な親子コミュニケーションを紹介するパンフレットを作成</p>	<p>(5) 子どもの権利擁護事業 1,101千円 ①いじめ等子どもの権利侵害に関する申立があった際の秋田県子どもの権利擁護委員会を開催 ②[○]社会的養護に係る子どもからの申し立ての際の家庭福祉部会の開催や、意見聴取担当職員の研修を実施</p> <p>(6) 児童相談所等体制強化事業 24,475千円 ①児童福祉司等の研修を実施 ②[○]一時保護所の管理者及び指導職員が研修を受講 ③[○]一時保護所の第三者評価を実施 ④[○]こども家庭センター統括支援員に対する研修を実施 ⑤にかほ市内に設置した児童家庭支援センターを委託</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 改正児童福祉法への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの権利擁護の取組 (5) ② ○親子関係再構築に向けた取組 (3) ③、(4) ② ○一時保護の体制整備 (6) ②、③ ○市町村のこども家庭支援体制の構築 (6) ④ ○社会的養育推進計画の策定 (2) ② <p>上記のほか、次の事項等を検討し、記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親等への委託の推進に向けた取組 ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化等 ・児童家庭支援センターの機能強化等 </div>
---	--

予算額 1,476,081千円 (国 1,021,137 諸 1 〇 454,943)

1 事業目的

「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護及び支援を行う。

2 実施主体 県（県は町村の事務を行う。）

3 事業内容

(1) 保護施設事務費負担金 44,756千円

- ・ 補助対象 保護施設
- ・ 対象経費 県が入所措置した要保護者が入所等している施設の運営費
- ・ 負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(2) 市保護費負担金 107,520千円

- ・ 補助対象 市
- ・ 対象経費 住所がない又は不明等の要保護者に対して、市が支弁した保護費等
- ・ 負担率 国 3 / 4 (直接補助)、県 1 / 4

(3) 扶助費 1,316,728千円

- ・ 内 容 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等
- ・ 負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(4) 医療等審査費

7,077千円

① 委託先

社会保険診療報酬支払基金秋田支部
秋田県国民健康保険団体連合会

② 対象経費

- ・ 診療報酬明細書の審査事務費及び医療費の医療機関への支払い事務費
- ・ 介護報酬明細書の審査事務費及び介護費の介護機関への支払い事務費等

予算額 65,939千円 (国 29,340 県 7,245 市 29,354) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支える体制を強化する。

2 事業内容

(1) 医療支援体制連携強化事業 58,036千円

- ①認知症疾患医療センター運営費
 - ・委託先 市立秋田総合病院ほか8医療機関
- ②認知症対応充実・人材育成事業
認知症対応力向上研修等
 - ・委託先 (一社)秋田県医師会 ほか
 - ・対象 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等
- ③若年性認知症支援推進事業
若年性認知症支援コーディネーターの配置
(2名)
 - ・配置先 県立リハビリテーション・精神医療センター

(2) 福祉支援体制連携強化事業 3,266千円

- ・認知症初期集中支援チーム員研修
- ・認知症地域支援推進員研修

(3) 地域支援体制連携強化事業 4,637千円

- ①認知症施策推進ネットワーク事業
認知症施策推進ネットワーク会議の設置
 - ・内容 認知症の人やその家族に対する支援体制の構築に向けた施策推進等について検討
 - ・構成員 家族会、県医師会、県歯科医師会、認知症疾患医療センター、弁護士会、県警察本部、県民生児童委員協議会、介護施設団体 等 計16名
- ②認知症サポーター養成事業
 - ・キャラバン・メイト養成研修
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・オレンジ・チューター養成研修
 - ・チームオレンジコーディネーター研修
 - ※あきたオレンジ大使に講師を依頼予定
- ③市民後見推進事業(市町村事業)
市町村が行う市民後見推進事業に対する補助
 - ・対象経費 市民後見人養成講座
 - ・補助先 横手市

④ 認知症の予防に資する事業

i 認知症予防部会の設置

- ・ 内 容 認知症の発症遅延や発症リスクの低減につながる取組等を検討
- ・ 構成員 家族会(若年性認知症)、県医師会、秋田大学、認知症疾患医療センター、協会けんぽ、地域包括支援センター 等 計9名
- ・ オブサーバー あきたオレンジ大使を想定

ii 認知症地域支援推進員研修会

- ・ 内 容 認知症予防に資する活動の企画や先進的取組等の研修を実施

iii 本人と家族への支援に向けた環境づくり

- ・ 内 容 家族会、認知症カフェ、チームオレンジ等の場を訪問し、認知症の人や家族及び市町村との意見交換を行い、ニーズに沿った支援体制の充実に努める。

⑤ ① 認知症予防推進事業

県広報紙による認知症に関する普及啓発

- ・ 内 容 認知症に関すること、認知症予防に関すること、認知症の相談窓口について、認知症疾患医療センターについて、あきたオレンジ大使について 等

【認知症地域支援推進員】

認知症の人や家族等の相談対応、認知症カフェの運営等、市町村の認知症施策の推進を担う中核的な存在

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識を持つ、認知症の人や家族の応援者

【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座の講師（県・市町村職員等）

【チームオレンジ】

認知症の人や家族の支援ニーズと、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み

【ステップアップ講座】

認知症サポーター養成講座で学んだ認知症の知識を深めてチームオレンジの活動に参画するなど、実際の支援活動につなげることを目的とした講座

【オレンジ・チューター】

チームオレンジコーディネーター研修の講師

【チームオレンジコーディネーター】

チームオレンジの立ち上げや運営支援のほか、関係機関等との連携体制構築などの中心的な役割を担う(市町村配置)

【あきたオレンジ大使】

認知症の人本人が自らの言葉で思いを発信し、広く認知症に対する理解を深めるために活動する人

予算額 43,323千円 (国 13,739 人 420 諸 9,878 ー 19,286) [地域医療介護総合確保基金]

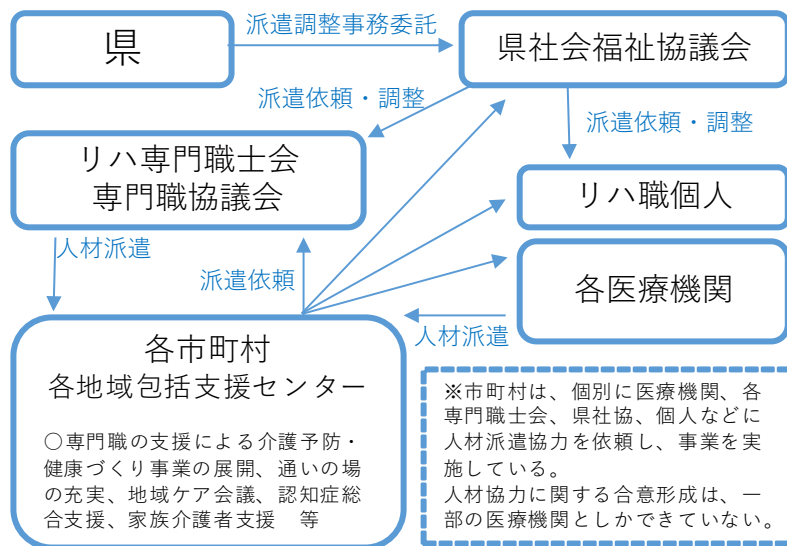
<p>1 事業目的 高齢者が元気で充実した生活ができる社会の実現に向けて、介護予防の充実を図る「地域支援事業」や「生きがいくくりと健康づくり」を推進する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 高齢者元気アップ支援事業 18,232千円</p> <p>① 県版ねんりんピック開催事業 県版スポーツ交流大会の開催</p> <p>② 全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手派遣事業 全国大会（鳥取県）への県選手団の派遣</p> <p>③ 福祉・文化のつどい開催事業 美術展やシニア活動紹介、講演会等の開催 ・補助先 （社福）秋田県社会福祉協議会</p> <p>(2) 地域支援事業推進事業 14,771千円</p> <p>① 生活支援体制整備支援事業 市町村が設置する「生活支援コーディネーター」を対象とした研修、情報交換会の開催等 ・委託先 （社福）秋田県社会福祉協議会</p>	<p>② 自立支援・介護予防普及啓発事業 自立支援型地域ケア会議に係る市町村職員向け研修、市民啓発事業、アドバイザー養成等 ・委託先 （社福）秋田県社会福祉協議会</p> <p>③ アドバイザー・専門職派遣事業 市町村、地域包括支援センターに自立支援型地域ケア会議の開催や介護予防事業の推進に係る専門職アドバイザーを派遣 ・委託先 （社福）秋田県社会福祉協議会</p> <p>④ 高齢者虐待防止推進事業 市町村、地域包括支援センター職員向け虐待対応力向上研修と権利擁護専門相談窓口の設置、施設管理者向け権利擁護推進員養成研修 ・委託先 （一社）秋田県社会福祉士会</p> <p>⑤ 地域包括ケア連携・人材育成推進事業 市町村の介護予防事業の企画・運営や住民主体の通いの場に参画するリハビリ専門職の育成 ・補助先 秋田県リハビリテーション専門職協議会</p> <p>⑥ 地域包括支援センター機能強化推進事業 地域包括支援センター職員向けの初任者研修 ・補助先 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会</p>
--	--

⑦ ⑧ 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業

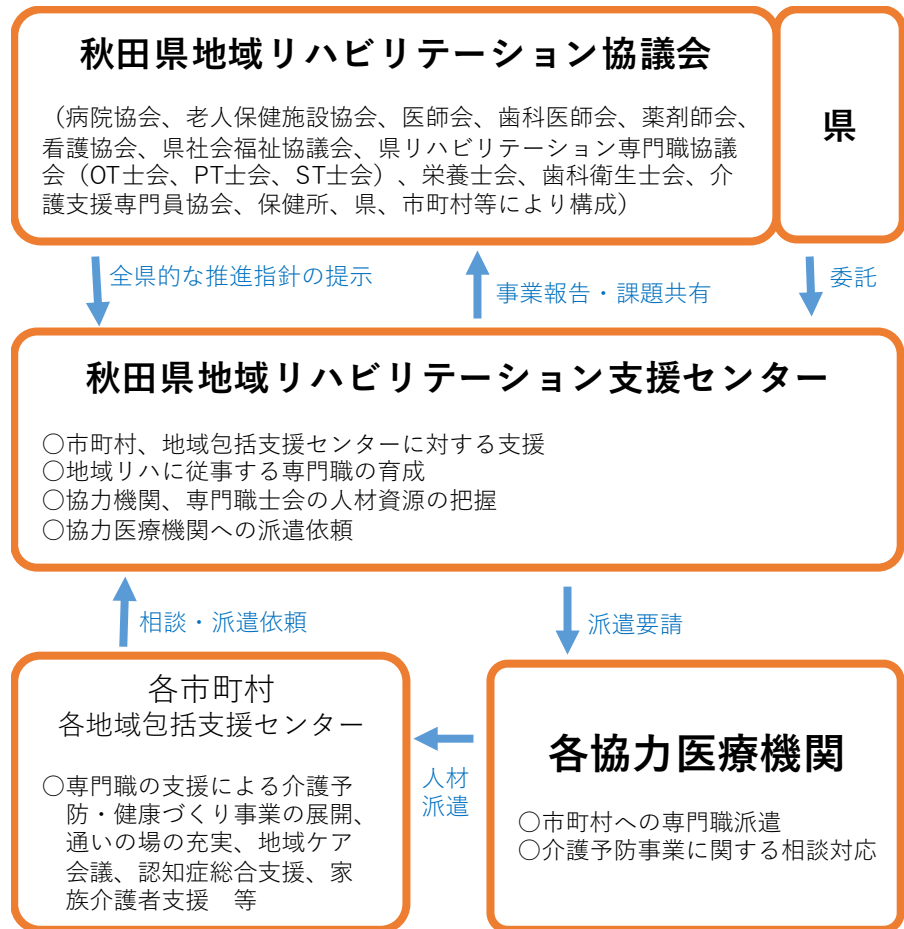
- ・有識者会議の開催
行政、医療機関、専門職団体等で構成する「秋田県地域リハビリテーション協議会」により、地域リハビリテーション支援センターが担うべき役割について合意形成した上で、「秋田県地域リハビリテーション推進指針」を策定し、推進体制を確立する。
- ・秋田県地域リハビリテーション支援センターの設置、運営
協議会で決定した指針に則り、秋田県地域リハビリテーション支援センターを設置し、運営を委託する。

・委託先 県内医療機関等を想定

<現在の体制>



<想定される推進体制>



(3) 高齢者ほっと安心相談事業 10,320千円
高齢者総合相談・生活支援センターの運営
・委託先 (社福) 秋田県社会福祉協議会

予算額 44,372千円 (Ⓐ 44,372) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」等に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援する。

2 実施主体 市町村、社会福祉法人等

3 事業内容

介護施設開設準備経費等支援事業

①介護施設等開設等前準備経費 42,000千円

介護保険施設等において開設時から質の高いサービスが提供できるよう、備品購入等に要する経費を補助する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
横手市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)abe護社	—	14,000
にかほ市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)Zebra	—	14,000
美郷町	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	life(株)	—	14,000

②大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICTの導入支援 2,372千円

介護施設等において大規模修繕する際に、介護ロボット等の導入に要する経費を補助する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
横手市	小規模多機能型居宅介護事業所	(株)福わらい	9	2,372

予算額 19,358,341千円 (⊖ 19,358,341)

1 事業目的

介護保険法の規定に基づき、介護給付費及び第1号被保険者の保険料減免に要する費用の一定割合を県が負担することにより、介護保険サービスの提供及び保険給付の安定的実施を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

- (1) 介護給付費負担金 18,856,087千円
 - ・ 介護保険居宅サービスの介護給付費等に要する費用の12.5% (負担割合：国25%、県12.5%、市町村12.5%、被保険者50%)
 - ・ 介護保険施設サービスの介護給付費等に要する費用の17.5% (負担割合：国20%、県17.5%、市町村12.5%、被保険者50%)
- (2) 低所得者保険料軽減負担金 502,254千円
 - 第1号被保険者の保険料減免に要する費用の25% (負担割合：国50%、県25%、市町村25%)

(参考)

介護給付費負担金の推移

年度	金額 (単位：百万円)	年度	金額 (単位：百万円)
H12	5,513	H25	15,628
H13	6,819	H26	16,145
H14	7,454	H27	16,370
H15	7,699	H28	16,537
H16	8,269	H29	16,865
H17	8,686	H30	17,011
H18	10,664	R1	17,287
H19	11,298	R2	17,605
H20	11,805	R3	17,688
H21	12,636	R4	17,531
H22	13,355	R5 (当初予算)	18,702
H23	14,085	R6 (当初予算案)	18,856
H24	15,011		

低所得者保険料軽減負担金の推移

年度	金額 (単位：千円)
H27	64,945
H28	63,498
H29	62,131
H30	64,717
R1	258,396
R2	452,154
R3	462,397
R4	475,267
R5 (当初予算)	483,913
R6 (当初予算案)	502,254

予算額 72,163千円 (Ⓐ 72,116 ㉟ 47) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、多様な人材の参入促進と介護従事者の職場定着を支援する。

2 実施主体 県、介護サービス事業者

3 事業内容

(1) 介護サービス事業所認証評価事業

24,981千円

① 認証評価制度参加事業所支援

専門セミナーや個別相談会の開催などにより、認証取得を目指す事業者を支援する。

② ㊦ 上位認証評価制度の構築

認証事業所のうち、顕著な取組を行う事業所を新たに認証・評価する上位認証制度を構築し、介護業界全体のレベルアップを図る。

(2) 介護人材確保・定着促進事業 33,273千円

① 介護従事者新規就労支援事業

介護未経験者や中高年齢者等の幅広い世代を対象とした入門研修や、実務訓練等により、介護職への新規就労を促進する。

② 介護人材定着促進事業

専門アドバイザー派遣による職場環境等の改善支援により、職場定着を図る。

③ 介護人材確保対策研修事業

求職者に向けたPR手法などの採用力向上を図るセミナーや、新人介護職員の定着に向けた研修等を実施する。

④ 専任職員の配置

ハローワークや関係機関等と連携し、介護分野の求職者の掘り起こしの強化とあわせ、求人・求職につながるマッチングを推進する。

(3) 外国人等介護従事者受入環境整備事業

4,050千円

① 外国人材受入研修・相談会の開催

介護事業所職員向けの各種制度等に係るセミナーや個別相談会等を開催する。

② 外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金

外国人介護人材の受入施設が行う環境整備に要する経費を助成する。

- ・ 補助対象 介護サービス事業者
- ・ 対象経費 翻訳機、日本語研修費 等
- ・ 補助率 2/3

③ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業補助金

経済連携協定により入国し、介護福祉士を目指す、外国人介護人材を受け入れた施設が行う日本語学習等に要する経費を助成する。

- ・ 補助対象 介護サービス事業者
- ・ 対象経費 日本語研修費 等
- ・ 補助率 2/3

(4) ㊦カイゴのイメージアップ事業 9,859千円

①学校連携による介護の仕事の魅力発見事業
生徒・教員等の介護に対する仕事のイメージ向上を図るため、中学・高校において介護ロボットの操作体験会を開催する。

②ケアワーカー情報発信事業
介護現場で働く介護職員が主役の動画を制作し、SNS等でイメージアップに向けた情報発信を行うほか、小学生向けに若手介護職員による出前講座を実施する。

予算額 192,212千円 (国 144,000 県 12,212 市 36,000) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボット・ICTを活用し、業務の改善や効率化を効果的に進めることにより、職員の業務負担の軽減を図り、介護現場の生産性向上を推進する。

2 実施主体 県、介護サービス事業者

3 事業内容

(1) 業務改善総合相談センター事業 12,212千円

介護現場の生産性向上を図るため、業務改善総合相談センター（仮称）を開設し、介護ロボット・ICT導入に係る相談業務や専門家による伴走型支援、介護ロボット・ICT人材の育成等を実施する。

(事業内容)

- ①介護現場革新会議の開催
- ②介護ロボット・ICT導入に係る相談業務
- ③専門家による伴走型支援
- ④介護ロボット等の試用貸出
- ⑤介護ロボット・ICT人材の育成
- ⑥介護ロボット・ICT先進事業所の見学会
- ⑦生産性向上の関連情報の収集・提供、事業周知・ネットワーク構築

地域医療介護総合確保基金 (国2/3 県1/3)

(2) 介護ロボット・ICT導入推進支援事業

180,000千円

介護従事者の業務負担の軽減や業務効率化による職場定着を支援するため、介護ロボット・ICTを導入する介護事業者に対して、導入経費を補助する。

(事業内容)

補助先：介護サービス事業者

補助対象：介護ロボット・ICT機器導入経費の一部

補助率：1/2 又は 3/4

補助上限額：10,000千円

国庫負担 4/5 (介護保険事業費補助金)

予算額 123,566千円 (国 49,532 諸 95 〇 73,939)

<p>1 事業目的 障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>2 実施主体 県、事業者</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 障害者就業・生活支援センター事業 30,944千円 委託先 (福)大館圏域ふくし会 ほか 内 容 就業や日常・社会生活で支援を必要とする障害者に対する助言等</p> <p>(2) 障害者社会参加促進事業(身体) 62,214千円 委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 手話通訳員の設置、障害者社会参加推進センターの運営、重度障害者の割合が高い市町村に対する財政支援等</p> <p>(3) 精神障害者地域移行・地域生活支援事業 2,199千円 委託先 秋田県精神保健福祉会連合会 ほか 内 容 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の推進等</p> <p>(4) 高次脳機能障害相談支援事業 2,335千円 委託先 県立リハビリテーション・精神医療センター 内 容 専門的な相談支援や病院・福祉施設職員等を対象とした研修等</p>	<p>(5) 障害者総合支援法研修等事業 14,154千円 委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 サービス管理責任者、強度行動障害支援者等の養成研修、相談支援従事者研修等の各種研修を実施</p> <p>(6) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円 内 容 不服審査会及び自立支援協議会の開催</p> <p>(7) 広域的な支援事業 164千円 内 容 地域自立支援協議会等に対する支援、相談支援業務に係る人材育成等の実施</p> <p>(8) 障害者虐待防止対策支援事業 1,127千円 内 容 障害福祉施設従事者や市町村の障害者虐待防止担当職員等に対する研修の実施等</p> <p>(9) 発達障害児者及び家族等支援事業 1,840千円 委託先 (地独)秋田県立療育機構 内 容 発達障害児者及びその家族、支援者を対象とした、障害特性に関する研修等</p> <p>(10) 障害分野のロボット等導入支援事業 8,283千円 補助先 障害福祉サービス事業所等 対象経費 職員の業務負担軽減、生産性の向上に資する機器の導入経費 補助率 3/4 (国1/2、県1/4)</p>
--	--

予算額 13,082千円 (国 4,187 〇 8,895)

1 事業目的

障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現を図るため、県民・事業者及び障害者団体と連携し障害者への理解及び社会参加を促進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 障害者差別解消推進事業 4,175千円

- ①紛争解決機関（秋田県障害者差別解消調整委員会の設置）
- ②相談対応職員の資質向上及び行政職員の理解促進のための研修会の開催
- ③専門相談機関の設置
相談窓口 月～金（弁護士相談 隔月1回）
委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会

(2) 障害者理解促進事業 2,632千円

- ①普及啓発事業
 - ・各種媒体による啓発、条例及び相談窓口の周知
 - ・障害の理解促進のためのハンドブックの作成と配付
- ②障害理解促進事業
 - ・小中学校等への出前講座の派遣

(3) 障害者社会参加等促進事業 6,275千円

- ①研修等開催事業
 - ・障害者サポーターの養成、事業所に対する研修会の開催
- ②ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業
 - ・ヘルプマーク等の活用促進及び県民等への啓発
- ③知的障害者地域活動支援事業
 - ・知的障害者本人が企画立案した地域住民と交流活動を支援
- ④障害交流促進事業
 - ・障害者の社会参加及び相互交流の促進のためのレクリエーション活動を支援
- ⑤心いきいき芸術・文化祭の開催事業
 - 「心いきいき芸術・文化祭」の開催
 - ・開催場所 秋田市
 - ・委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会

予算額 23,075千円 (国 4,312 人 8,080 ー 10,683) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児等支援協議会、医療的ケア児支援センターが連携し、キッズ・ナラティブブック秋田を活用しながら医療的ケア児等の個々の状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行う。

2 事業内容

(1) 医療的ケア児等支援協議会開催事業

380千円

医療的ケア児等への総合的な支援体制を構築するため協議の場を設置する。

- ・委員 医師、訪問看護師、障害福祉業務従事者、障害児者の家族 ほか

(2) 医療的ケア児支援センター事業 14,615千円

秋田県医療的ケア児支援センターを秋田県立医療療育センター内に設置する。

①委託先 (地独) 秋田県立療育機構

②業務内容

- ・医療的ケア児等に対する相談支援事業
- ・医療的ケア児等支援者養成研修及びコーディネーター養成研修
- ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

(3) キッズ・ナラティブブック秋田構築事業

8,080千円

医療的ケア児の支援に携わる多職種間の情報共有を図るため、ICTを活用した連携システムの構築に係るシステム導入及び運営等の経費を助成する。

- ・補助対象 (一社) 秋田県医師会
- ・対象経費 連携システム構築費、システム運営費等
- ・補助率 10/10

予算額 28,530千円 (国 19,020 〇 9,510)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 補助率

3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

3 事業内容

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額
(同)トゥルース キッズステーションここはれ ～心晴～	能代市	創設	放課後等デイサービス 10	28,530

予算額 31,858千円 (⊖ 31,858)

1 事業目的

県が設置し、秋田県社会福祉事業団が運営主体となり施設管理運営を行う秋田県心身障害者コロニーについて、施設設備の老朽化や入所者の高齢化・障害の重度化等の様々な課題へ対応するため、修繕の実施等により、安定的で継続的な障害福祉サービスを提供し、利用者が自立した生活を営むために必要な支援を行う。

2 事業内容

(1) 秋田県心身障害者コロニー修繕事業

31,119千円

秋田県心身障害者コロニー給食センターに設置されている冷房設備2基のうち1基が故障し温度管理等の衛生面や職員の健康面で支障が生じていることから、故障した1基について設備の更新を行う。

- ・給食センター空調改修工事
(内訳)

工事請負費 30,790千円

委託料 329千円

(2) 秋田県心身障害者コロニー施設整備検討会
開催事業

739千円

令和5年度に開催した秋田県心身障害者コロニーのあり方検討会の議論を踏まえ、今後の施設整備の方向性等について、検討を行う。

- ・施設整備検討会の開催

委員：学識経験者、民間支援団体、民間施設運営者、福祉行政関係者等

<参考>

秋田県心身障害者コロニー

■開設 昭和46年5月(平成4～11改築)

■所在地 由利本荘市西目町出戸字孫七山

■定員 施設入所支援340人ほか

■施設面積 (延べ) 34,470㎡

■管理運営 (福) 秋田県社会福祉事業団

予算額 15,777千円 (国 8,623 諸 56 一 7,098)

1 事業目的

ひきこもり相談支援センターを子ども・女性・障害者相談センター内に設置し、ひきこもり当事者やその家族等に対する相談支援や関係機関の連携強化、支援人材の育成等を実施する。

また、一般企業や事業所（職親）の協力の下、ひきこもり当事者に社会参加の機会を提供し、社会適応性の向上や生活リズムの改善を図ることにより、ひきこもり状態の解消を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) ひきこもり相談支援センター運営事業

11,842千円

ひきこもり支援コーディネーター（3名）を配置し、相談支援、連絡協議会の開催、支援者研修会等を実施

- ・支援対象者 18歳以上の当事者及び家族

(2) 社会とのつながり支援（職親）事業

2,687千円

当事者と職親とのマッチング、職親の協力による当事者への社会参加の機会の提供

- ・職親登録事業所 81箇所
(R6.1.1現在)

(3) ひきこもり地域支援事業

1,248千円

ひきこもりに関する県民向け公開講座、相談対応職員を対象とした支援者向け研修、ひきこもりの実態調査や情報発信のあり方などに関する民間のひきこもり支援支援団体等との意見交換

予算額 1,484千円 (㊦ 740 ㊷ 744)

<p>1 事業目的 依存症当事者とその家族等を早期から支援し重症化の予防を図るため、県民の依存症に対する理解の促進に取り組むとともに、支援者の支援技術の向上と関係機関の連携体制を強化する。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 依存症に関する普及啓発 316千円 ・ 依存症の正しい知識の普及啓発 ・ リーフレット等を用いた相談窓口の周知 ・ 県民向けセミナーの実施</p> <p>(2) 相談支援体制の充実 487千円 ①地域の相談機関に対する技術支援 ・ 秋田県版支援ツール (ASAT-A) 活用ワークショップの開催 ・ 複雑困難事例に対する助言 ②自助グループ等の育成支援 ・ 自助グループ活動に対する助言指導等の実施 ③当事者・家族支援 ・ 秋田県版支援ツールを活用した回復支援</p>	<p>(3) 連携体制の構築 108千円 依存症支援体制連携会議における依存症支援状況や課題の共有 (構成メンバー) 保健、医療、福祉、司法、自助グループ、行政等</p> <p>(4) ㊦医療機関における人材育成 573千円 依存症専門研修の実施 ・ 委託先 医療法人回生会秋田回生会病院 ・ 委託内容 医師・コメディカル向け研修 事例検討会でのスーパーバイズ</p>
--	--

予算額 19,039千円 (国 150 県 1,648 市 17,241) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 「健康寿命日本一」の実現を目指し、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、県民一体となった健康づくり県民運動を展開することにより、県民の健康意識の向上を図る。</p> <p>2 実施主体 県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 「あきた健康宣言！」推進事業 6,250千円</p> <p>①「あきた健康宣言！」周知事業 テレビ・ラジオ、新聞等を活用した情報発信</p> <p>②秋田県健康づくり推進体制整備事業 「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」総会の開催や、ウェブサイト、SNSを活用した協議会会員の取組情報等の発信</p> <p>(2) 地域健康づくり人材活性化事業 1,804千円</p> <p>①健康長寿推進員の活動支援 市町村が育成する健康づくり人材を積極的に活用する市町村を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 市町村 ・対象経費 研修、勉強会、健康づくりイベント他団体との交流等 ・補助率 県1/2 <p>②健康づくり地域マスターの育成 県民運動の牽引役となる健康づくり地域マスターの育成</p>	<p>(3) 健康経営普及事業 113千円 秋田県版健康経営優良法人の優れた取組の紹介等により健康経営の普及を促進</p> <p>(4) 食からの健康応援事業 2,859千円</p> <p>①県民の食意識向上、食環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田スタイル健康な食事」の推進 ・地域住民への食生活改善に関する啓発 委託先：秋田県食生活改善推進協議会 ・栄養士による出前講座の実施 委託先：(公社)秋田県栄養士会 ・「もう一皿野菜をプラス！」キャンペーン ・学校、給食を活用した若年期からの普及啓発 <p>②栄養・食生活改善に取り組む人材の育成・確保事業 各地域における食生活改善講座の開催等</p> <p>③あきた食育推進事業 「食の国あきた」推進会議及び食育地域ネットワーク会議の開催</p> <p>(5) 運動による健康づくり推進事業 609千円 運動習慣の定着を図るため、アプリを活用したウォーキングイベントを実施</p> <p>(6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 459千円 第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施</p>
---	---

(7) フレイル予防啓発事業 1,648千円

- ・食生活に関する出前講座の実施
委託先：(公社)秋田県栄養士会
- ・ユフォーレを活用した運動に関する出前講座の開催
委託先：河辺地域振興(株)
- ・市町村の職員等を対象とした講習会の開催
- ・健康づくり地域マスターを対象とした専門研修の開催
委託先：河辺地域振興(株)

(8) 健康づくりに関する調査事業 4,374千円

「健康秋田21計画」など各種計画の進捗管理や健康寿命日本一に向けた各種施策等を検討する上で必要なデータを収集するための調査を実施

(9) 学童期から始める健康づくり総合啓発事業 923千円

- ①学童期の健康づくり推進事業
 - ・健康寿命日本一クイズ秋田県版の制作等
委託先：(株)秋田魁新報社
 - ・リモートによる健康づくり出前講座の実施
- ②子ども健康会議開催事業
子ども自らが健康について考え、健康づくりを実践するための会議の開催

予算額 13,805千円 (国 6,880 諸 36 〇 6,889)

1 事業目的

たばこを原因とする生活習慣病を予防するため、禁煙支援、若い世代の喫煙防止、受動喫煙防止の3つの観点から、たばこ対策を推進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

- (1) 禁煙支援事業 1,383千円
 - ①子育て世代や働き盛り世代の喫煙者に対する禁煙支援 604千円
 - ②県民向けフォーラムの開催 779千円
- (2) 若い世代の喫煙防止事業 356千円
 - 大学生等を対象にした喫煙の習慣化防止に関する啓発や講義の実施
- (3) 受動喫煙防止事業 12,066千円
 - ①望まない受動喫煙防止に向けた啓発 1,239千円
 - ・事業所等を対象に講習会等を活用した受動喫煙防止の啓発
 - ・秋田県受動喫煙防止条例の規定を上回る措置を講じる施設への標識ステッカーの配布
 - ②改正健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例に基づく指導・相談対応 10,827千円
 - 受動喫煙防止対策推進員の配置 (4人)

<参考>

【秋田県受動喫煙防止条例に基づく検討委員会】

○条例の検討

条例の附則において、条例施行後5年を目途に、条例の施行の状況、事業者等の取組の進展等を勘案し、受動喫煙を防止するための措置について検討を加えること等が規定されていることから、有識者等による検討委員会を開催する。

○検討委員会

- ・実施回数
2回を予定

- ・構成
保健医療分野をはじめ、経済、教育分野のほか、関係団体の委員で構成

※委員の報酬、旅費等は経常予算に計上
(153千円)

予算額 145,171千円 (国 50,306 入 15,000 諸 4,817 〇 75,048) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 がんになっても安心して暮らせる地域社会を実現するため、がんに関する情報発信やがん診療機能の強化、患者に対する支援等を行う。</p> <p>2 実施主体 国、県、市町村、がん拠点病院等、がん患者団体</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) がん登録推進事業 8,324千円 医療機関からのがん届出情報の審査、登録情報の市町村・医療機関への提供及びデータベースの管理等 ・委託先 (公財) 秋田県総合保健事業団 (国研) 国立がん研究センター</p> <p>(2) 多目的コホート研究事業 4,817千円 (国研) 国立がん研究センターからの受託による生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査の実施 ・実施地域 横手市</p> <p>(3) がん診療機能等強化事業 116,000千円 ①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円 地域がん診療連携拠点病院等の診療機能等の強化に要する経費への補助 ・補助基準額 1病院当たり8,500千円 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) ・対象経費 医療従事者研修、患者の相談支援等</p>	<p>②がん薬物療法機能強化事業費補助金 15,000千円 がん拠点病院等に対して、がん薬物療法に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助 ・補助対象 秋田大学医学部附属病院 ・補助率 10/10</p> <p>③④緩和医療機能強化事業費補助金 7,500千円 がん拠点病院等に対して、緩和医療に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助 ・補助対象 秋田大学医学部附属病院 ・補助率 10/10</p> <p>(4) 緩和ケア推進事業 800千円 医師・看護師・介護職員等を対象とした緩和ケア病棟等における実地研修の開催 ・委託先 秋田県緩和ケア研究会</p> <p>(5) がん対策推進計画進行管理費 226千円 計画を推進するための活動経費</p> <p>(6) がん患者支援推進事業 14,277千円 ①医療用補正具助成 7,995千円 医療用補正具の購入費用の助成を行う市町村への補助 ・補助先 市町村 ・助成限度額 ウィッグ 1人当たり15千円 乳房補正具 1人当たり10千円</p>
---	--

②がん患者等の妊よう性温存支援 5,556千円
 がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークの構築及びその治療に要する費用等への助成

- ・補助対象 43歳未満（所得制限なし）
- ・補助基準額

ア 妊よう性温存療法

治療種別	補助基準額
精子凍結	30千円
卵子凍結	200千円
精巣内精子採取	350千円
受精卵凍結	350千円
卵巣組織凍結	500千円

イ 温存後生殖補助医療

治療種別	補助基準額
胚(受精卵)を用いた治療	100千円
未受精卵を用いた治療	250千円
卵巣組織再移植後の治療	300千円
精子を用いた治療	300千円

※採卵したが状態の良い卵が得られないため中止した場合 100千円

※人工授精の場合 10千円

- ・補助率 10/10
 (国1/2、県1/2)

③若年がん患者在宅療養支援 726千円
 若年がん患者の福祉用具の貸与・購入に要する経費への補助

- ・補助対象 18歳から39歳までの在宅療養を希望するがん患者
- ・補助基準額 貸与 月額 30千円
 購入 年額 100千円
- ・補助率 9/10

(7) がんとの共生社会推進事業 727千円

①ピア・サポート活動への支援 150千円

- がんサロン等の開催経費への補助
- ・補助対象 県内のがん患者団体
 - ・補助基準額 15千円
 - ・補助率 10/10

※「ピア・サポート活動」

同じ体験をした仲間が相互に助け合い、問題に対応するための知識や情報を共有する活動

②がん患者団体ネットワーク・情報発信強化 313千円

- がん患者団体の交流会の開催及び情報発信
- ・委託先 秋田県がん患者団体連絡協議会
 きぼうの虹

③若い世代からのがん教育 264千円

- A Y A世代を対象としたがんとの向き合い方を学ぶ講座やがんサバイバーとの交流等の実施
- ・委託先 秋田大学

予算額 4,455,163千円 (⊖ 4,455,163)

1 事業目的

乳幼児及び小中高生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成を行う。

2 事業内容

(1) 福祉医療費補助金 4,039,066千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1 / 2
- ③内 訳

区分	受給者数 (人)	所要額 (千円)
乳幼児・小中高生	約96,000	1,011,834
ひとり親家庭の児童	約9,000	174,045
高齢身体障害者	約12,000	594,269
重度心身障害（児）者	約32,000	2,258,918
計	約149,000	4,039,066

【拡充分（内訳）】令和6年8月診療分から実施予定

○乳幼児・小中高生

高校生まで延伸及び所得制限撤廃

受給者数 約26,000人
 所要額 92,493千円

○重度心身障害（児）者

精神障害者手帳1級かつ自立支援医療の受給者

受給者数 約2,000人
 所要額 53,220千円

(2) 福祉医療費支給事務費補助金 80,860千円

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 1 / 2
- ③内 訳
 - ・審査支払手数料 50,270千円
 - ・更新等事務費 2,154千円
 - ・システム改修費・広報周知費 28,436千円

※ システム改修費・広報周知費は、令和6年8月より実施予定の精神障害者への助成に係る費用を計上。

(3) 福祉医療基盤強化補助金 332,387千円

福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫負担金等減額措置相当額に対して補助する。

- ①補助対象 前年度の減額措置相当額
- ②補助率 1 / 2

(4) 保険医療機関指導費補助金 2,850千円

県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療制度の周知等に要する経費に対して補助する。

- ・補助額
 - (一社) 秋田県医師会 2,073千円
 - (一社) 秋田県歯科医師会 777千円

予算額 91,465,247千円 (分 23,692,378 国 24,392,009 財 32 人 5,662,439 諸 37,718,389)

1 事業目的

国保財政運営の主体として、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。

2 事業内容

(1) 保険給付費等交付金 74,059,774千円

①保険給付費等交付金（普通交付金）70,324,961千円
市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。

②保険給付費等交付金（特別交付金） 3,207,332千円
収納対策などの市町村国保事業の運営の安定化に資する事業の実施状況や、その他災害等個別の事情に応じて交付金を交付する。

③県版保険者努力支援制度交付金 527,481千円
「健康寿命日本一」の実現に向けて、糖尿病重症化予防対策や健診受診率向上のための事業などに積極的に取り組んでいる市町村を支援するため、交付金を交付する。

(2) 後期高齢者支援金等 17,187,756千円

後期高齢者医療や介護保険等への納付金を負担する。

(3) 国保ヘルスアップ事業 11,718千円

レセプト情報や健診情報を活用した医療費分析を行い、地域の健康課題を抽出して、市町村保健事業への助言・指導などを行う。

(4) その他 205,999千円

令和6年度分国民健康保険事業費納付金算定結果

保険者名	按分指数		令和6年度 事業費納付金 C	令和6年度 必要保険税総額 D	令和6年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和5年度 一人当り 国保税額 (理論値) F	E/F G	保険者名	按分指数		令和6年度 事業費納付金 C	令和6年度 必要保険税総額 D	令和6年度 一人当り 国保税額 (理論値) E	令和5年度 一人当り 国保税額 (理論値) F	E/F G		
	医療費指数	所得指数							医療費指数	所得指数							
	A	B							A	B							
1	秋田市	1.055	0.997	6,987,936,522	5,662,238,050	138,653	135,978	101.97%	14	小坂町	0.972	0.882	106,494,680	77,661,485	116,600	116,150	100.39%
2	能代市	1.001	0.967	1,241,993,380	963,083,189	128,346	126,255	101.66%	15	上小阿仁村	1.119	1.125	68,899,596	51,165,565	135,171	135,615	99.67%
3	横手市	0.931	0.937	2,086,676,220	1,598,885,612	123,054	122,245	100.66%	16	藤里町	1.061	1.018	90,833,101	72,534,789	141,640	148,337	95.49%
4	大館市	0.962	0.946	1,538,952,151	1,172,213,784	123,820	120,231	102.99%	17	三種町	1.052	1.064	452,366,174	333,781,126	132,488	142,574	92.93%
5	男鹿市	1.128	0.928	773,776,717	580,460,865	130,980	134,068	97.70%	18	八峰町	0.994	1.045	217,514,821	176,380,125	149,178	134,241	111.13%
6	湯沢市	0.897	0.844	1,059,476,402	820,404,668	117,415	110,861	105.91%	19	五城目町	1.106	0.872	224,699,144	171,475,248	129,989	139,964	92.87%
7	鹿角市	0.985	1.016	696,595,036	529,312,118	127,585	124,684	102.33%	20	八郎潟町	1.008	0.842	137,638,428	112,003,754	128,442	126,113	101.85%
8	由利本荘市	1.035	1.020	1,916,510,900	1,415,145,613	131,159	133,841	98.00%	21	井川町	1.102	0.923	108,108,332	77,784,261	127,367	138,457	91.99%
9	潟上市	0.974	0.880	719,455,859	535,059,232	118,674	117,334	101.14%	22	大潟村	0.963	4.465	468,648,474	341,449,383	282,805	350,064	80.79%
10	大仙市	0.972	1.016	1,924,711,333	1,545,916,945	134,716	132,781	101.46%	23	美郷町	0.996	1.017	498,023,982	397,575,025	136,256	135,203	100.78%
11	北秋田市	0.929	0.915	681,619,680	517,603,558	120,097	117,117	102.54%	24	羽後町	0.950	0.913	375,975,212	291,851,012	124,752	118,938	104.89%
12	にかほ市	0.967	1.222	680,477,618	527,898,312	139,263	136,695	101.88%	25	東成瀬村	0.912	1.089	55,045,596	42,978,016	129,920	122,601	105.97%
13	仙北市	0.975	0.825	579,950,638	425,388,712	115,483	111,626	103.46%	計	—	1.000	23,692,379,996	18,440,250,447	132,148	130,957	100.91%	

予算額 112,091千円 (国 76,349 諸 76 〇 35,666)

1 事業目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、民・学・官・報の一層の連携強化による、自殺予防活動を展開する。

2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体等

3 事業内容

(1) 地域自殺対策強化事業 68,108千円

①電話相談支援事業 12,103千円

「あきたいのちのケアセンター」における
相談支援

②人材養成事業 899千円

心はればれゲートキーパー養成講座
委託先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会

③普及啓発事業 1,203千円

- ・ふきのとうホットラインリーフレット等の作成
- ・地域振興局による関係機関ネットワーク会議や街頭キャンペーン等

④地域自殺対策強化事業費補助金 50,030千円

市町村、民間団体等による自殺予防活動に対する支援

補助対象 市町村、民間団体等(11団体等)

主な事業内容 対面・電話相談窓口の設置、サポーター養成研修、交流サロン活動等

⑤地域自殺対策推進センター運営事業

3,873千円

自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援

主な事業内容 自死遺族や自殺未遂者の相談支援、保健所や市町村の取組支援等

(2) 心の健康づくり推進事業 176千円

健康づくり審議会「心の健康づくり推進分科会」の開催

(3) 自殺予防県民運動推進事業 2,738千円

「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の事業活動に対する補助

対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン(3回)等

(4) 自殺未遂者支援事業 724千円

自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた関係者会議及び研修会の開催

対象者 医療関係者、消防、行政関係者等

(5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業

751千円

自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会の開催

(6) SNS相談支援事業 17,360千円
 SNSによる相談を実施する民間団体に対する補助
 補助対象 NPO法人蜘蛛の糸

(7) 秋田大学自殺予防センター事業 22,234千円
 「民・学・官・報」の連携強化に向けた、
 秋田大学自殺予防総合研究センターで実施する自殺対策の実践的研究に対する補助

【主な事業内容】

- ①中高生へのSOSの出し方教育
 SOSの出し方教育の実施、効果検証等
- ②自殺未遂の救急患者に対する医療・保健の連携体制強化
 自殺未遂により搬送された救急患者の心のケアを図るための対応訓練の実施
- ③自殺未遂者支援
 未遂者支援を行う現場の課題抽出や支援者を対象とした研修会の実施
- ④^⑧新秋田モデルの構築
 これまで本県が取り組んできた事業から抽出した効果的な取組や、他地域における優れた自殺対策事業の調査を参考に、高齢者対策を中心とした新たな自殺対策を構築・提案

【参考】

令和5年の自殺者数について（警察統計：暫定値）

○令和5年の自殺者数

	人数	前年(人)	増減(人)	増減率(%)
計	194	224	△ 30	△ 13.4
男	117	158	△ 41	△ 25.9
女	77	66	11	16.7

○年代別の自殺者数

	人数	比率(%)	前年(人)	増減(人)
総数	194	100.0	224	△ 30
～19歳	4	2.1	6	△ 2
20～29歳	16	8.2	14	2
30～39歳	15	7.7	20	△ 5
40～49歳	31	16.0	35	△ 4
50～59歳	26	13.4	34	△ 8
60～69歳	24	12.4	30	△ 6
70～79歳	32	16.5	42	△ 10
80歳以上	46	23.7	43	3

○自殺者について

- ・男性は前年に比べ41人の減、女性は11人増加
- ・年代別では、20代及び80代以上の高齢者が増加

○来年度の事業について

- ・女性や若者の自殺対策として、SNS相談支援事業にかかる支援体制の強化
- ・高齢者に焦点を当てたゲートキーパー養成講座の実施

予算額 65,472千円 (国 5,897 〇 59,575)

1 事業目的

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 母体健康増進支援事業 5,250千円

①妊婦歯科健康診査事業 5,154千円

市町村が実施する妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成

- ・対象回数 1回
- ・補助基準額 4,000円
- ・補助率 県1/2、市町村1/2

②HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)母子感染普及啓発 96千円

リーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等への正しい知識の普及啓発の実施

(2) 幸せはこぶコウノトリ (不妊治療総合支援) 事業 49,374千円

①不妊治療に要する治療費の助成 46,350千円

i) 「特定不妊治療」の治療費のうち、公的医療保険適用後の自己負担額の一部を助成

- ・対象者年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)

- ・助成上限額
保険適用となる6回目までは1回当たり9万円。保険が適用されない7回目から9回目までは1回当たり30万円

ii) 特定不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成

- ・対象者年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 1年に1回まで
- ・助成上限額 10万円

iii) 先進医療とならない保険適用外の治療を含む治療にかかる費用の一部を助成

- ・対象者年齢 43歳未満 (男性は年齢制限なし)
- ・助成回数 1年に1回まで
- ・助成上限額 30万円

各制度利用のイメージについては次ページの参考図1、保険適用後の助成例については参考図2を参照

②不妊専門相談センターの運営等 3,024千円

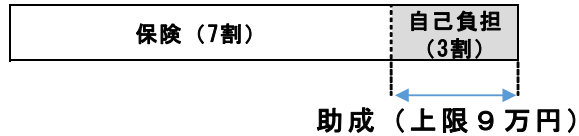
不妊治療 (不育症) に関する情報を提供するとともに、医師、看護師、助産師及び心理士による相談支援を実施

- ・委託先 秋田大学
- ・相談体制 電話、面接、ウェブ

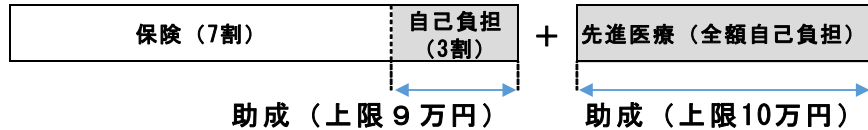
【参考図1 (不妊治療費助成制度のイメージ)】

【参考図1】

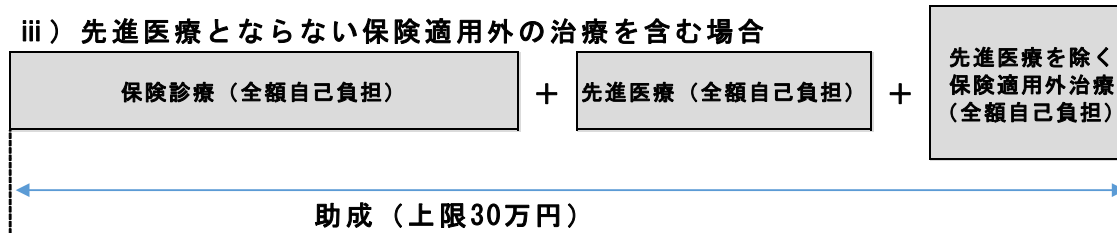
i) 保険適用のみ



ii) 保険外併用 (保険適用と「先進医療」と認められる治療との組合せ)



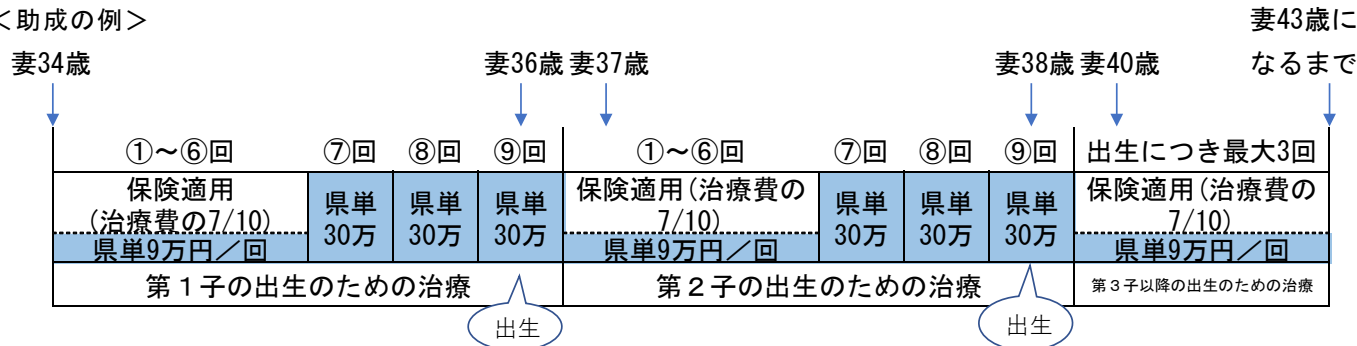
iii) 先進医療とならない保険適用外の治療を含む場合



【参考図2 (不妊治療に要する治療費の助成)】

保険適用後

<助成の例>



○助成回数は1子ごとに9回まで (保険適用は最大6回まで) とし、対象年齢は43歳未満とする。

○初回治療における妻の年齢が40歳以上の場合、3回まで助成する。

(3) 難聴児支援事業 1,457千円

① 難聴児補聴器購入費助成事業補助金 1,162千円

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の聴覚障害児の補聴器購入及び修理に要する経費の一部を助成

・対象者 中軽度の難聴児（聴力レベル30dB以上70dB未満）

・補助率 県1/3、市町村1/3

② ⑧ お子さんのきこえのハンドブック作成 295千円

新生児聴覚検査により診断を受けた難聴児・ろう児を持つ家族等に向け、難聴に関する理解を深めるためのハンドブック作成

(4) 女性の健康支援事業 7,381千円

① 女性健康支援センター事業 7,031千円

女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした身体的・精神的な悩みに関する相談支援

・委託先 NPO法人ここはぐ

・相談体制 SNS、ウェブ、電話、面接、受診同行等

② 計画策定検討会 350千円

次期「すこやかあきた夢っ子プラン」における母子保健分野の評価及び計画策定に関する検討会の開催

・委員 11名

・開催回数 年3回

(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 645千円

① 母子保健コーディネーター育成研修 550千円

市町村が設置する子育て世代包括支援センターにおいて中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成

・委託先 秋田県助産師会

② 母子保健連絡調整会議 95千円

保健所や市町村との情報交換、事例検討及び研修

(6) 不育症検査費用助成事業 399千円

先進医療における保険適用外の検査費用の一部を助成

・対象者 不育症治療者

・助成額 一回 6万円を上限

(7) ⑧ 母子健康手帳プラスブック作成事業 966千円

早産等により小さく生まれる児のための「母子健康手帳プラスブック（リトルベビーハンドブック）」の作成

・対象者 未熟児等の母親及び家族

・作成数 500部

予算額 43,859千円 (国 757 県 37,500 市 5,602) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

令和6年度から新たな「秋田県感染症予防計画」が施行されることに合わせ、今後の感染症危機に備えた医療提供体制の整備や人材の育成など、新興感染症対策の充実強化を図る。

2 実施主体 県、医療機関、秋田大学

3 事業内容

- (1) 新興感染症医療提供体制整備事業 4,845千円
 県内各医療機関と病床確保や発熱外来の設置等にかかる協定(医療措置協定)を締結するなど、新興感染症発生時に迅速かつ確実に機能する体制を整備
- ・医療機関との協定の締結
 - ・流行初期医療確保措置にかかる経費
 - ・患者搬送車維持管理
 - ・健康環境センターへの検査機器整備

【流行初期医療確保措置】

協定に基づいて流行初期の感染症医療を提供する医療機関に対し、補助金等が充実するまでの一定期間、減収分を補填する措置

【流行初期医療確保措置にかかる経費】

流行初期医療確保措置の事務を執行する国保連合会等が構築するシステムの運用保守経費の県負担額

(2) 新興感染症対応人材育成事業 19,014千円

- ① IHEAT人材育成
 有事に保健所業務を支援する潜在保健師等(IHEAT要員)に対する研修を実施
- ・委託先 秋田県看護協会
 - ・対象 潜在保健師等のIHEAT登録者
- ② 感染症対応体制強化事業費補助金
 医療機関が行う感染症専門人材の育成や地域のネットワークづくりに対する補助
- ・対象 新興感染症患者の病床を確保する病院
 - ・補助率 県10/10
 - ・補助額 2,500千円(上限)

(3) 感染症対応基盤強化事業 20,000千円

- 秋田大学感染統括制御・疫学・分子病態研究センターが行う、新興感染症が発生した場合に備えた体制構築の取組等に対する補助
- ・補助対象 秋田大学
 - ・補助率 県10/10

【IHEAT : Infectious disease Health Emergency Assistance Team】

保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援する支援協力者の名簿に登録された保健師、看護師等の専門職

予算額 7,339千円 (国 3,647 〇 3,692)

1 事業目的

難病患者等の療養生活上の悩みや不安を取り除き、社会参加や自立を支援するため、相談支援や一時入院事業等を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

(1) 難病相談支援センター事業 5,195千円

難病患者やその家族等からの相談に対する助言や情報提供などの実施

- ・委託先 NPO法人秋田県難病団体連絡協議会
- ・事業内容 相談支援員の配置、各種相談支援、ピアサポート事業の実施等

(2) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

302千円

市町村が行う小児慢性特定疾病児童等に対するパルスオキシメーターや特殊寝台等の日常生活用具給付事業に対する補助

- ・補助率 市 : 1 / 2 (国 1 / 2)
- 町村 : 3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 685千円

小児慢性特定疾病児童等の健全育成や自立を支援するための関係者による協議会、自立支援員研修及び療養相談会の開催

①慢性疾病児童等地域支援協議会 389千円
小児慢性特定疾病児童等とその家族の現状や課題を把握し、実情に応じた支援策についての協議

- ・開催回数 年2回
- ・構成員 医師、医療ソーシャルワーカー、労働局、患者会、教育庁

②^新小児慢性特定疾病児童等自立支援員研修会 182千円

各保健所の自立支援員を対象とした専門家等による先進事例の講義やグループワーク等

- ・開催回数 1回

③療養相談会 114千円

患者会等による疾病や療養の状況に応じた相談支援や情報提供等

- ・開催回数 1回

(4) ^新在宅難病患者一時入院事業 1,157千円

介護者の病気や休息(レスパイト)により在宅介護の継続が困難になった在宅難病患者の一時入院の支援

- ・対象者 人工呼吸器装着等により医学的管理下に置く必要がある難病患者
- ・委託先 難病診療連携拠点病院
(予定) 難病診療分野別拠点病院
難病医療協力病院
- ・委託費 19,270円×入院日数(上限14日)
※診療報酬への上乗せ

予算額 6,064,952千円 (⊖ 6,064,952)

1 事業目的

県立病院機構が担う「救急医療」「高度医療」「精神医療」などの政策医療や、循環器・脳脊髄センター及びリハビリテーション・精神医療センターの研究を推進し、県民への医療サービスの向上を図るため、その運営に要する経費を交付する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 政策医療等に対する交付金 5,791,163千円

① 循環器・脳脊髄センター 3,616,343千円

- ・ 救急・高度医療に要する経費
- ・ 研究部門に要する経費
- ・ 医療機器等の整備に要する経費 等

② リハビリテーション・精神医療センター

2,174,820千円

- ・ リハビリテーション医療に要する経費
- ・ 精神・高度医療に要する経費
- ・ 医療機器等の整備に要する経費 等

(2) 共済費負担金

273,789千円

地方公務員等共済組合法に基づく負担

- ・ 共済組合の給付に要する経費
- ・ 共済の事務に要する経費

予算額 29,868千円 (国 5,406 入 3,545 諸 15 ー 20,902) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

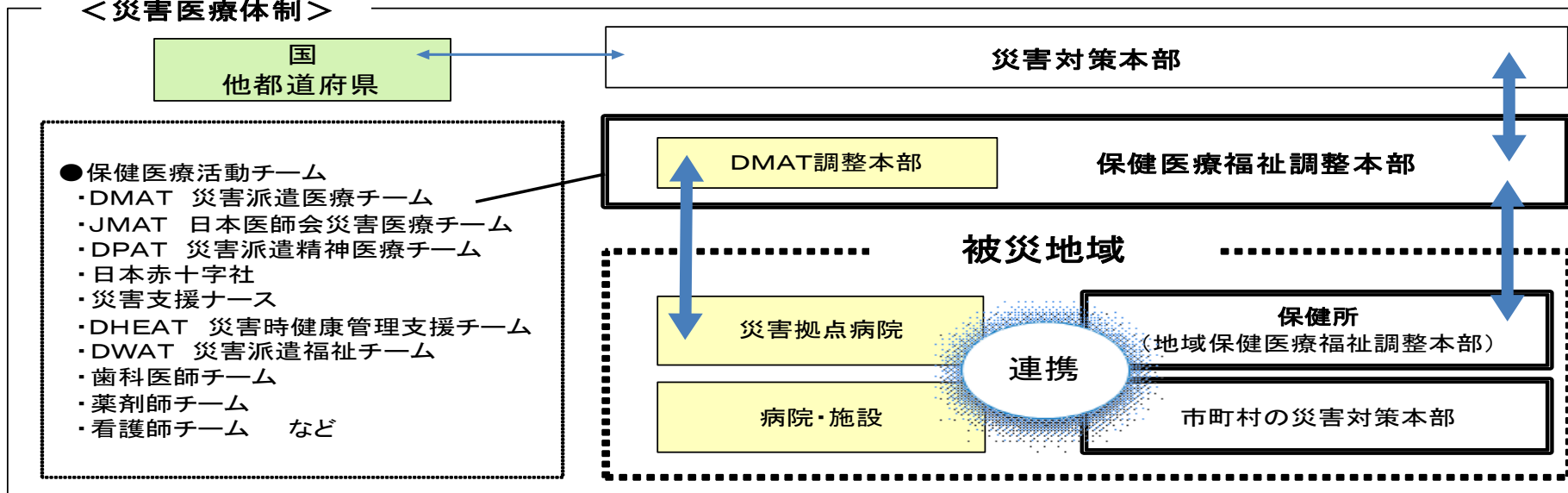
災害の頻発・大規模化に鑑み、災害現場や避難所において救護に当たる保健医療活動チームを整備するとともに、病院の負傷者受入調整、医療チーム派遣調整等に当たる秋田県保健医療福祉調整本部の機能を強化する。

2 事業内容

- (1) 災害医療従事者の育成 3,545千円
災害医療従事者を育成する講習会開催に要する経費
- (2) 災害医療体制の整備 6,895千円
被災地への保健医療活動チーム（DMAT、JMAT等）の派遣等に要する経費

- (3) 保健医療福祉調整本部の強化 4,562千円
本部構成員（災害医療コーディネーター等）の研修及び本部訓練に要する経費
- (4) 災害救急情報センターの運営 9,767千円
病院の被災状況の把握や患者搬送調整に用いるシステム（EMIS）の運営等に要する経費
- (5) 災害派遣医療チーム等の養成 5,099千円
DMAT隊員の養成及びJMAT装備品整備等に要する経費

<災害医療体制>



予算額 48,461千円（Ⓐ 48,461）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

地域包括ケアシステムの構築に向け、各圏域における在宅医療提供体制の構築と介護との連携強化を図るため、在宅医療に携わる多職種の連携を促進する「在宅医療推進センター（仮称）」を設置し、郡市医師会等と連携しながら在宅医療を推進する。

2 実施主体 県（委託先：秋田県医師会）

3 事業内容

(1) 在宅医療推進協議会の開催

各圏域において、医師のグループ化や多職種連携等に関する協議を行う。

(2) 医療・介護連携推進協議会の開催

各圏域において、市町村や地域包括支援センター等と医療介護の連携に関する協議を行う。

(3) 在宅医療DX推進協議会の開催

有識者や医療機関からなる協議会を開催し、オンライン診療や多職種連携など、在宅医療のデジタル化の推進に向けた協議・検討を行う。

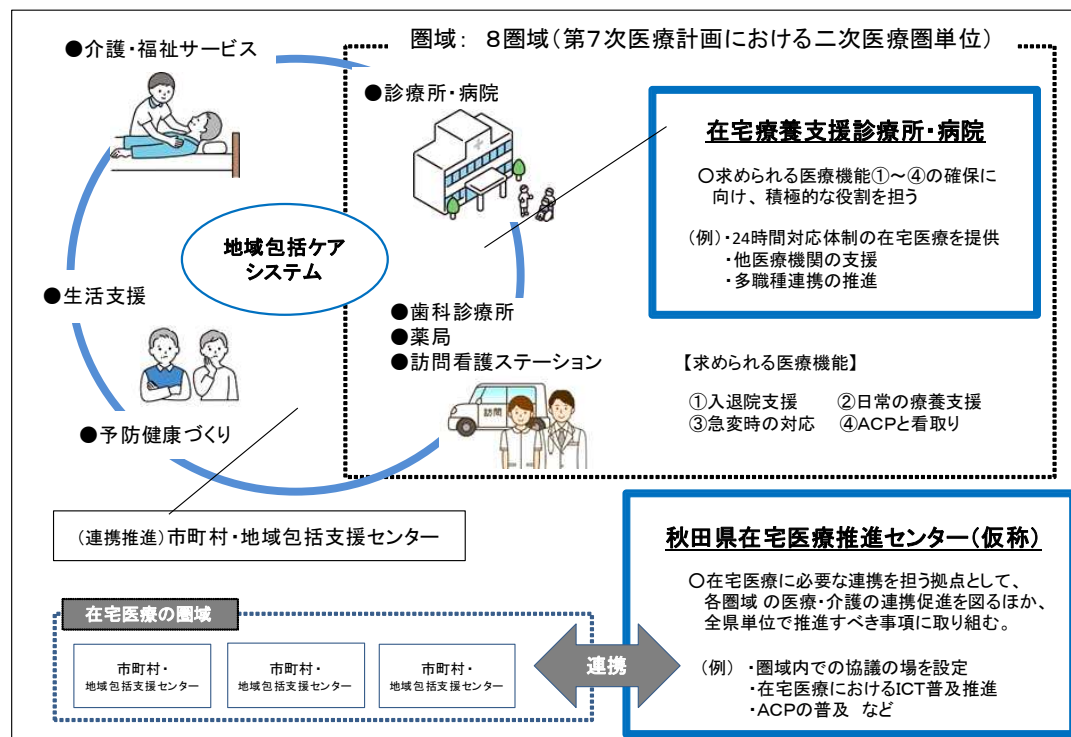
(4) 研修会の開催

医療・介護従事者に対し、ICTを活用した多職種連携やACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及に向けた実務研修等を開催する。

(5) 医療従事者への安全対策研修等の開催

在宅訪問中の暴力やハラスメント防止対策に関する研修会等を開催する。

〈在宅医療推進体制〉



予算額 13,296千円（Ⓐ 13,296）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

在宅医療の中核を担う訪問看護ステーションの様々な課題を一元的・総合的に解決する「訪問看護総合支援センター（仮称）」を設置し、在宅医療の需要増加に対応できる訪問看護の提供体制を構築する。

2 実施主体 県（委託先：秋田県看護協会）

3 事業内容

(1) 事業所の運営支援

- ・事業所運営（経営、離職者防止等）研修会の開催
- ・新規開設や運営管理に関する相談対応
- ・病院や診療所に対する訪問看護の利用促進に向けた情報発信

(2) 人材確保と資質の向上

- ・ナースセンターと連携した就業相談及び訪問看護ステーションとのマッチング業務
- ・訪問看護師確保に向けたインターンシップの実施
- ・訪問看護師の養成及び実践力向上に関する研修の開催
- ・訪問看護師同士の情報交換会の開催

(3) 在宅医療関係機関との連携

- ・病院看護師に対する在宅医療の理解促進に関する研修会の開催
- ・在宅医療に関する関係機関との協議、連携

(4) その他

- ・訪問看護実態調査の実施

予算額 167,833千円 (⊖ 167,833)

1 事業目的

湖東地区における安定した医療提供体制を確保するため、湖東厚生病院に対して、引き続き、関係町村と連携した運営支援を行う。

2 事業内容

湖東厚生病院運営費補助金 167,833千円
 ・補助期間 令和6年度～令和11年度
 ・補助対象 秋田県厚生農業協同組合連合会
 ・対象経費 湖東厚生病院の運営費
 ・補助率 県2/3、町村1/3
 ・補助上限 251,750千円
 (県167,833千円、町村83,917千円)

【参考】

- (1) 特別交付税制度 (不採算地区病院) 特別交付税措置額は支援額の8割、上限は基準単価×病床数
- (2) これまでの支援と今後の支援

これまでの支援 (令和元年度～令和5年度) (単位：千円)

特交措置上限額	134,900 (基準単価 1,349×許可病床数100床)
補助額上限	168,625 (特交措置上限額 134,900/0.8)
うち県補助(2/3)	112,417 特交措置(8割) 89,833、一財(2割) 22,484
うち町村補助(1/3)	56,208 特交措置(8割) 44,966、一財(2割) 11,242



今後の支援 (令和6年度～令和11年度(※1)) (単位：千円)

特交措置上限額	201,400 (基準単価 2,014×病床数100床(※2))
補助額上限(※3)	251,750 (特交措置上限額 201,400/0.8)
うち県補助(2/3)	167,833 特交措置(8割) 134,266、一財(2割) 33,567
うち町村補助(1/3)	83,917 特交措置(8割) 67,133、一財(2割) 16,784

- ※1 医療計画等との整合の観点から支援期間を6年間とし、3年経過時に見直しを行う
- ※2 現行の特別交付税制度に合わせ、算定に用いる病床数を「許可病床数」から「前年度最大使用病床数」に変更(予算上は100床で積算)
- ※3 急激な経済変動など予想しがたい特別な状況変化があった場合は、町村、厚生連、県で再度支援内容を協議する

予算額 2,073千円 (Ⓐ 2,073) [地域医療介護総合確保基金]

<p>1 事業目的 人口減少下において地域でバランス良く医療機能を整備していくため、医療機関の役割分担と連携を進めるための有効な手段の一つである「地域医療連携推進法人」の設立やその他の様々な連携に向けた取組を促進する。</p> <p>2 実施主体 県（委託先：秋田県医師会）</p> <p>3 事業内容 県内の病院や診療所に対し、地域医療連携推進法人制度のメリット等の周知や具体的な連携に向けた相談対応等の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象 県内の病院、診療所 等 ・内容 制度周知や連携に向けた協議のための会議・研修会の開催、相談受付、ウェブサイトによるPRやチラシ作成 等 </p>	<p>(参考) 地域医療連携推進法人とは</p> <p>1 内容 地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする一般社団法人で、都道府県知事が認定する。</p> <p>2 メリット 参加法人が独立性を保ちながら、医薬品の共同購入や病床の融通といったグループ化の利点を享受できる。</p> <p>3 連携事例 <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の共同研修・人事交流 ・医薬品等の共同購入による経営効率の向上 ・参加法人間における病床の融通 等 </p> <p>4 全国の法人数 35法人（令和5年10月現在）※東北は5法人</p> <p>5 他県の事例 【日本海ヘルスケアネット】 山形県庄内地域の13法人・団体（医療法人、社会福祉法人、歯科医師会、薬剤師会、酒田市等）が参加。診療機能等の集約化・機能分担、病床機能の適正化や医療機器等の共同利用、入院患者の在宅療養への円滑な移行の推進等に取り組んでいる。 </p>
---	--

予算額 46,647千円 (⊕ 46,647) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

物価高騰により厳しい運営状況にある医療施設の負担軽減を図るため、食材料費の一部を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

医療施設に対し、病床数に応じた支援金を支給する。

(1) 対象施設と支援単価

対象区分	支援額単価
病院・有床診療所	3,200円/床

※支援額単価等は国が示す支援スキームによる
 単価：1食当たり30円相当、2か月分
 財源：地域医療介護総合確保基金
 対象：市町村が設置する施設を含む

※診療報酬改定に伴う食事療養費の見直し
 診療報酬改定までの令和6年4、5月の2か月分を支援

(2) 積算 46,647千円

3,200円×14,577床＝46,646,400円
 対象施設：病院64施設、有床診療所51施設
 対象病床：稼働病床とするが、予算積算上は許可病床数

【参考】

令和5年12月補正「医療施設等物価高騰対策事業」

対象区分	支援額単価
病院・有床診療所	6,400円/床

単価：1食当たり20円相当、6か月分
 財源：重点支援地方交付金（地方創生臨時交付金）
 対象：市町村が設置する施設を除く
 積算：6,400円×12,364床＝79,130千円

予算額 430,267千円 (⊕ 216,427 Ⓜ 3,600 ⊖ 210,240) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

医師の増加と地域偏在の是正に向け、医師が大学と地域の病院等を循環しながら研鑽を積みキャリア形成ができる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。

2 事業内容

(1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業

304,578千円

県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

区 分		貸与月額	新規	継続
医学生	地 域 枠	100・150千円	29人	140人
	市町村振興枠	100・150千円	終了	4人
	元 気 枠	200千円	終了	2人
合 計			29人	146人

※地域枠、市町村振興枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円

令和5年度 修学資金貸与の状況

(R6年1月現在)

	医 学 生							大学院生	研修医	計
	県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	岩手医 科大枠	東北医 業大枠			
貸与期間中	143	21	0	11	2	6	12	0	0	195
新規	27	2				2	2			33
継続	116	19		11	2	4	10			162
返還猶予中	6	2	0	2	2	0	0	1	0	13
義務履行中	150	27	1	18	23	0	0	3	0	222
臨床研修	36	10		12	3					61
勤 務	114	17	1	6	20			3		161
(うち知事指定)	(41)	(8)	(0)	(5)	(11)			(3)		(68)
義務終了	10	0	36	10	5	0	0	24	17	102
返 還	9	7	5	8	8	0	0	1	2	40
計	318	57	42	49	40	6	12	29	19	572

(2) あきた医師総合支援センター運営事業

91,568千円

修学資金貸与医師等の若手医師に対するキャリア形成の支援等を行う。

- ①運営体制 県と秋田大学が共同で運営
- ②事業内容

【大学】

- ・地域循環型キャリア形成システム(※)の推進
- ・最新の知識や技術に関する研修等の実施
- ・地域の病院へ定期的な指導医の派遣 等

※地域循環型キャリア形成システム

修学資金の貸与を受けた若手医師等が、大学と地域の医療機関を循環しながら研鑽を積むシステム

【 県 】

- ・ドクターバンクによる医師の紹介
- ・修学資金貸与医師の配置調整 等

(3) 地域偏在改善に向けた地域医療実習支援事業

16,000千円

地域医療に従事することの意義を理解し、医師少数区域等で積極的に勤務する意欲を持った医師を養成するため、秋田大学医学生の実習を受け入れる医療機関に対し、実習受入経費の一部を助成する。

- ①補助対象 医師少数区域等の実習受入医療機関
- ②対象経費 医療機関が負担する受入経費
- ③積算 80千円×10月×20医療機関
- ④補助率 10/10

(4) 総合的な診療能力を持つ医師養成支援事業

3,521千円

秋田大学に設置された「総合診療医センター」と連携して、将来、本県での従事が見込まれる東北医科薬科大学や自治医科大学、岩手医科大学等の医学生に対して、総合的な診療能力を持つ医師の養成に係る卒前教育等を行う。

- ・県外医学生を対象とした地域医療実習の実施
- ・秋田大学医学生と県外医学生合同のシンポジウム等の開催

(5) ⑧ デジタル技術を活用した総合診療医等育成支援事業

14,600千円

高齢化が進む地域において必要とされる総合診療医の育成やチーム医療の向上を図るため、医療MaaS(※)の導入及び多職種連携教育体制の構築を支援する。

- ①補助対象 秋田大学
- ②対象経費 医療MaaS導入経費
多職種連携研修事業経費
- ③補助率 備品購入費 1/2
事業経費 10/10

※医療MaaS (Mobility as a Service)
医療機能を搭載し、病院との間をオンラインでつなげられる車両

予算額 47,532千円 (国 47,532)

1 事業目的

令和6年度診療報酬改定での対応を見据えつつ、他職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を図るため、賃金引上げに要する経費を助成する。

2 事業内容

病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に賃金改善(※1)を行う医療機関に対し、令和6年2月から5月までの間(※2)、賃金を月額6,000円引き上げるために必要な経費を補助する。

- ・ 補助対象 看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する病院及び有床診療所
91施設(病院63、有床診療所28)
- ・ 対象職種 看護補助者(診療報酬算定の対象となる者)
- ・ 基準額 看護補助者数(常勤換算数) × 6,990円(※3) × 4か月
- ・ 補助率 10/10

※1 賃金改善等の要件

- ・ 令和6年2月から賃金改善を行うこと
- ・ 令和6年2月及び3月分は一時金による支給も可能
- ・ 令和6年4月以降の賃金改善は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

※2 令和6年6月以降は、診療報酬で対応予定

※3 6,000円の賃上げに伴う法定福利費等の事業主負担分990円を加えた額

【議案第75号関係】

秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例の一部を改正する条例案の概要について

福祉政策課

1 改正理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

秋田県子ども・女性・障害者相談センターが担う施設の名称を女性相談支援センター及び女性自立支援施設に改めることとする。（第1条関係）

3 施行期日

この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとする。

<p>3 略</p> <p>（設置等） 2 センターは、次に掲げる施設とする。 一・二 略</p> <p>三 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定する女性相談支援センター及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設</p>	<p>新</p>
<p>3 略</p> <p>（設置等） 2 センターは、次に掲げる施設とする。 一・二 略</p> <p>三 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設</p>	<p>旧</p>

秋田県子ども・女性・障害者相談センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

【議案第76号関係】

秋田県社会福祉施設職員福利基金条例を廃止する
条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 廃止理由

民間社会福祉施設に勤務する職員の研修環境等の充実に鑑み、
秋田県社会福祉施設職員福利基金を廃止する必要がある。

2 廃止内容

秋田県社会福祉施設職員福利基金条例（昭和49年秋田県
条例第7号）の廃止

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

（参考）秋田県社会福祉施設職員福利基金の概要

1 基金創設の経緯

昭和48年7月、松下電器産業（株）は、創業55周年と
会長の引退を記念し総額50億円を全国の都道府県と9政令
指定都市に寄贈した。

秋田県では、寄贈のあった74,000千円をもとに「秋田県社
会福祉施設職員福利基金」を創設し、翌49年度から補助金
交付事業を実施している。

2 基金の目的

民間社会福祉施設に勤務する職員の研修、福利厚生事業等
を実施し、社会福祉事業の振興を図る。（秋田県社会福祉施
設職員福利基金条例第一条より抜粋）

3 基金対象事業

平成20年度までは「民間社会福祉施設職員福利厚生事
業」事業費にのみ充当していた。

平成21年度からは基金の目的を鑑み、「福祉保健研修・
人材センター運営事業」のうち、研修事業の一部に充当して
いる。

【議案第77号関係】

秋田県女性自立支援施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 制定理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

2 内容

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定めるものをもって、その基準とすることとする。（第3条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。
- (2) 秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第74号）は、廃止することとする。
- (3) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(参考) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の主な内容

- ・安全計画の策定
- ・職員配置の基準
- ・施設長の資格要件
- ・設備の基準
- ・秘密保持等
- ・業務継続計画の策定等

【議案第78号関係】

秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する
条例案の概要について

長寿社会課

1 改正理由

秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンションの使用の実態等に鑑み、同エリアの老人専用マンションを廃止する必要がある。

2 改正内容

- (1) 老人専用マンションを廃止することとする。（第1条、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条、第12条、附則及び別表第2関係）

<秋田県南部老人福祉総合エリア条例>

- 第1条 設置
- 第2条 使用の許可
- 第4条 使用料の徴収
- 第6条 使用料の不還付
- 第7条 入居一時金の還付
- 第9条 指定管理者の業務
- 第11条 利用料金の収受
- 第12条 利用料金の承認
- 附則、別表第2（老人専用マンションの使用料）

- (2) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例（平成3年秋田県条例第30号）は、廃止することとする。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与する</p> <p>ため、秋田県南部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四に設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第四条 使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者</p> <p>から、別表 に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料にあつては、これを発行するときに徴収する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するとともに、高齢者を入居させて日常生活に必要なサービスを提供するため、秋田県南部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四に設置する。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 老人専用マンション</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第四条 使用の許可を受けて第二条第一号及び第二号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者(エリアの老人専用マンション(以下「老人専用マンション」という。))を使用する者を除く。から、別表第一に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>2 老人専用マンションを使用する者から、別表第二に定めるところにより、使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料にあつてはこれを発行するときに、次の各号に掲げる使用料にあつては当該各号に定める日まで徴収する。</p>
<p>3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>4 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第六条 既に徴収した使用料は、次条の規定の適用がある場合を除き、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(入居一時金の還付)</p> <p>第七条 入居一時金を納めて老人専用マンションを使用する者が当該施設を二十年以内の期間使用してその使用を終了した場合(二人で使用している居室についてそのいずれかがその使用を終了した場合を除く。)には、当該使用を終了した日から六月以内に、その者が納めた入居一時金の額から、次の各号に掲げる使用期間に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額に相当する入居一時金を還付する。</p> <p>一 三月以内 その者が納めた入居一時金の額を七千二百で除した額に使用を開始した日から起算して使用を終了した日までの日数を乗じて得た額</p> <p>二 三月を超え二十年以内 その者が納めた入居一時金の額を使用を開始した日から起算して二十年が経過する日までの日数で除した額に使用を終了した日から起算して当該二十年が経過する日までの日数を乗じて得た額を入居一時金の額から控除して得た額</p>

第七条 略

（指定管理者の業務）

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二条各号 に掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二・三 略

四 前三号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条各号 に掲げる施設の使用についての同条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第九条 略

（利用料金の收受）

第十条 第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者 から利用料金 を自己の収入として收受するものとする。

この場合において、第四条から第六条までの規定は、当該使用者については、適用しない。

（利用料金の承認）

第十一条 略

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に

第八条 略

（指定管理者の業務）

第九条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二条第一号及び第二号に掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二・三 略

四 老人専用マンションの運営に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

（利用料金の收受）

第十条 第八条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて第二条各号に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者（老人専用マンション）を使用する者を除く。）から利用料金（入居一時金に相当する利用料金を除く。）を自己の収入として收受するものとする。

この場合において、第四条第一項及び第二項（入居一時金に係る部分を除く。）の規定は、当該使用者については、適用しない。

（利用料金の承認）

第十二条 略

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に

係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表

規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 略

3・4 略

第十二条～第十四条 略

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

第十三条～第十五条 略

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（入居者に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に知事の承認を受けて老人専用マンションを使用する者は、第二条の規定による使用の許可を受けて当該施設を使用する者とみなす。この条例の施行の日前に当該承認を受けて同日以後にこれらの施設の使用を開始する者についても同様とする。

（秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例の廃止）

4 秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例（昭和六十三年秋田県条例第十号）は、廃止する。

（秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例の廃止に伴う経過措置）

5 附則第三項に規定する者で前項の規定による廃止前の秋田県南

別表(第四条 第十一関係)

一・二略

部老人福祉総合エリア使用料徴収条例(次項において「旧条例」という。)第二条第三号に規定する一括払い使用料を納付して老人専用マンションを使用するものの当該施設の使用については、第四条第一項及び第十一条の規定は、適用しない。
 6 附則第三項に規定する者が旧条例第一条第一項の規定により納付した老人専用マンションの入居一時金は、第四条第二項の規定により納付した老人専用マンションの入居一時金とみなす。

別表第一 老人専用マンション以外の使用料(第四条、第十二条関係)
 一・二略

区分	使用料の額	
	入居一時金	月額使用料
一人用 居室	A	生活費相当分 三九、二九〇円
		事務費相当分 三三、六三〇円
		管理費相当分 三九、二九〇円
		生活費相当分 三九、二九〇円
		事務費相当分 三三、六三〇円
		管理費相当分 六六、〇〇〇円
二人用 居室	C	生活費相当分 三九、二九〇円
		事務費相当分 三三、六三〇円
		管理費相当分 七九、三四〇円
		生活費相当分 一九、二二三、三
		事務費相当分 四一、四九〇円
		管理費相当分 四八、一九〇円

別表第二 老人専用マンションの使用料(第四条、第十二条関係)
 一 入居一時金を納めて入居する場合

区分	使用料の額	
	入居一時金	月額使用料
一人用 居室	A	生活費相当分 一人につき 三九、二九〇円
		事務費相当分 四一、四九〇円
		管理費相当分 八八、二〇〇円
		生活費相当分 一人につき 三九、二九〇円
		事務費相当分 四一、四九〇円
		管理費相当分 一〇八、二七〇円
二人用 居室	B	生活費相当分 一人につき 三九、二九〇円
		事務費相当分 四一、四九〇円
		管理費相当分 八八、二〇〇円
		生活費相当分 一人につき 三九、二九〇円
		事務費相当分 四一、四九〇円
		管理費相当分 一〇八、二七〇円

備考

一 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。
 二 月の中途から使用を開始する場合、月の途中で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合(月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。)の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。
 三 月の中途から使用を開始する場合(一人で使用する居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。)又は月の途中で使用を終了する場合(二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了する場合を除く。)の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。

二 入居一時金を納めずに入居する場合)とする。 に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。	
区分	使用料の額
一人用居室	生活費相当分 三九、二九〇円 事務費相当分 三三三、六三〇円 管理費相当分 九二、六九〇円
二人用居室	生活費相当分 一人につき三九、二九〇円 事務費相当分 四一、四九〇円 管理費相当分 一二八、二三〇円

備考

- 一 月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額の合算額とする。
- 二 月の中途から使用を開始する場合、月の中途で使用を終了する場合又は一の月において引き続き七日以上使用しない日がある場合（月の初日から末日までの全期間にわたり使用しない場合を除き、二月以上にわたり引き続き七日以上使用しない日がある場合で当該引き続き使用しない期間の一の月における引き続き使用しない期間が七日に満たないときを含む。）の当該月の生活費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 三 月の中途から使用を開始する場合（一人で使用している居室をその者と共に使用するため他の者が使用を開始する場合を除く。）又は月の中途で使用を終了する場合（二人で使用している居室についてそのいずれかが使用を終了す

る場合を除く。）の当該月の事務費相当分の金額及び管理費相当分の金額は、この表に定める額を当該月の実日数で除して得た額に当該月の使用日数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

【議案第79号関係】

職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案の概要について

障害福祉課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年秋田県条例第3号）の一部改正（第1条による改正）
精神保健業務手当について、所要の規定の整理を行うこととする。（第5条関係）
- (2) 秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例（平成18年秋田県条例第84号）の一部改正（第2条による改正）
引用している精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改めることとする。

3 施行期日

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第一条による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>(精神保健業務手当) 第五条 精神保健業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 一 三 略 四 法第四十七条第一項の規定による相談及び援助の業務のうち、法第二十七条若しくは第二十九条の二第一項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院をさせられなかつたもの、法第二十九条の三若しくは第二十九条の四第一項の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認められるもの又は当該精神障害者と同居する保護者等を訪問して行う精神保健に関する援助の業務 五 前号に掲げる業務に準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの 2 略</p>	<p>(精神保健業務手当) 第五条 精神保健業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 一 三 略 四 法第四十七条第一項の規定による相談指導業務のうち、法第二十七条若しくは第二十九条の二第一項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院をさせられなかつたもの、法第二十九条の三若しくは第二十九条の四第一項の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認められるもの又は当該精神障害者と同居する保護者等を訪問して行う精神保健に関する指導業務 五 前号の訪問指導業務に準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの 2 略</p>

秋田県精神科病院の任意入院者に係る症状等の報告の徴収に関する条例(第二条による改正)

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十八条の二第二項の規定により、同項に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、 定期に、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する厚生労働省令で定める事項について報告を求めるとする。</p>	<p>知事は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十八条の二第三項の規定により、同項に規定する精神科病院の管理者に対し、規則で定めるところにより、 定期に、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状その他同項に規定する厚生労働省令で定める事項について報告を求めるとする。</p>

【議案第80号関係】

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を
改正する条例案の概要について

国保医療室

1 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

秋田県国民健康保険財政安定化基金の特例に関する規定を削ることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

この条例は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとする。

略 附則	新
2 1 略 附則	旧

県は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、国民健康保険法第八十一条の二第二項各号に掲げる事業並びに同条第二項及び第四項の規定による繰入れに必要な費用のほか、基金を同法附則第二十五条の規定による資金の交付に必要な費用に充てることができる。

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

【議案第 8 1 号関係】

秋田県国民健康保険条例の一部を改正する
条例案の概要について

国保医療室

1 改正理由

県内における保険料水準の統一を図るため国民健康保険事業費納付金の年齢調整後医療費指数の算定方法について所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険事業費納付金の年齢調整後医療費指数の算定方法について所要の規定の整備を行うこととする。
(第 9 条関係)
- (2) 退職者医療制度の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。(第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条及び第 14 条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、(2)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

<参考：退職者医療制度>

会社等の退職者が被用者保険から国民健康保険に移ることによる保険者間の費用負担の不合理的を是正するため、退職者の保険料と被用者保険の拠出金により医療費を賄う制度。

平成 20 年度の後期高齢者医療制度の開始に伴い廃止され、経過措置が継続していたが、令和 6 年 4 月 1 日で廃止。

新	旧
<p>(年齢調整後医療費指数) 第九条 算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、同条第四項第三号に掲げる値とする。</p> <p>2 算定政令第九条第四項第三号イ(1)の条例で定める部分は、算定政令第二条第四項に規定する部分とする。</p> <p>(一般納付金所得係数) 第十条 算定政令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 政令第九条第五項第一号に掲げる額 算定</p> <p>二 政令第九条第五項第二号に掲げる額 算定</p> <p>(一般納付金所得等割合) 第十一条 算定政令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、同条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第十三条 算定政令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定</p>	<p>(年齢調整後医療費指数) 第九条 算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。</p> <p>(一般納付金所得係数) 第十条 算定政令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額 算定</p> <p>二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額 算定</p> <p>(一般納付金所得等割合) 第十一条 算定政令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第十三条 算定政令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定</p>
<p>政令第十条第三項第一号に掲げる額 算定</p> <p>二 政令第十条第三項第二号に掲げる額 算定</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十四条 算定政令第十条第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、同条第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>政令第十条第三項第一号に掲げる額 算定</p> <p>二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額 算定</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十四条 算定政令第十条第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。</p>

新	旧
<p>（既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正の基準）</p> <p>第二条 法第七条の二第四項の規定による既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第三十条の三十三に定めるものをもって、その基準とする。</p> <p>（病院等の専属の薬剤師の配置の基準）</p> <p>第三条 法第十八条の規定による病院又は診療所に置かなければならない専属の薬剤師の配置の基準は、省令第六条の六に定めるものをもって、その基準とする。</p> <p>（病院等の人員及び施設の基準）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の規定により条例で定める病院の人員及び施設の基準は、省令第十九条第二項、第三項及び第五項、第二十一条並びに第四十三条の二並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。次項において「改正省令」という。）附則第二十条及び第二十一条に定めるものをもって、その基準とする。</p> <p>2 法第二十一条第二項の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、省令第二十一条の二第二項、第三項及び第四項において準用する省令第十九条第五項並びに第二十一条の四において準用する省令第二十一条（第二号から第四号に係る部分に限る。）並びに改正省令附則第二十三条及び第二十四条に定めるものをもって、その基準とする。</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正の基準）</p> <p>第二条 法第七条の二第四項の規定による補正は、規則で定める基準に従い行うものとする。</p> <p>（専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所）</p> <p>第三条 法第十八条の規定により開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、規則で定める。</p> <p>（病院が有しななければならない人員）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しななければならない人員は、次に掲げる従業者とする。</p> <p>一 薬剤師</p> <p>二 看護師及び准看護師</p> <p>三 看護補助者</p> <p>四 病床数が百以上の病院にあつては、栄養士</p> <p>五 療養病床を有する病院にあつては、理学療法士及び作業療法士</p> <p>六 診療放射線技師、事務員その他の従業者</p> <p>2 法第二十一条第一項第一号の条例で定める員数は、前項各号に掲げる従業者の区分ごとに規則で定める。</p> <p>（病院が有しななければならない施設）</p> <p>第五条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しななければならない施設</p>

【議案第82号関係】

医療法施行条例の一部を改正する条例案の概要について

医務薬事課

1 改正理由

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第85号）の施行により、病院等の人員及び施設の基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 病院等の人員及び施設の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）に定めるものをもって、その基準とすることとする。（第4条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとする。

<p>第五條 略</p> <p>1・2 附則 略</p>	<p>ない施設は、規則で定める構造設備の基準を満たすものとする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の三第二項の規定により医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の七第一号又は第六号の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）（療養病床を有する病院にあつては、これらの施設並びに談話室、食堂及び浴室）とする。</p> <p>（療養病床を有する診療所が有しなければならない人員）</p> <p>第六條 法第二十一条第二項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない人員は、次に掲げる従業者とする。</p> <p>一 看護師及び准看護師</p> <p>二 看護補助者</p> <p>三 事務員その他の従業者</p> <p>2 法第二十一条第二項第一号の条例で定める員数は、前項各号に掲げる従業者の区分ごとに規則で定める。</p> <p>（療養病床を有する診療所が有しなければならない施設）</p> <p>第七條 法第二十一条第二項の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、規則で定める構造設備の基準を満たすものとする。</p> <p>2 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、談話室、食堂及び浴室とする。</p> <p>第八條 略</p> <p>1・2 附則 略</p> <p>3 平成三十六年三月三十一日までの間、地域包括ケアシステムの所定員数の取扱いに関する経過措置]</p>
------------------------------	---

	<p>強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす場合には、規則で定める基準によるものとする。</p>
--	--

地方独立行政法人秋田県立病院機構第四期中期計画（案）の概要

医務薬事課

1 中期計画の策定

地方独立行政法人法において、設立団体である県が策定した中期目標を指示された地方独立行政法人は、これを達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。（同法第26条第1項）
なお、公営企業型地方独立行政法人の中期計画の認可に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。（同法第83条第3項）

2 中期計画における基本的な考え方

秋田県が目指す「健康寿命日本一」に向けた、脳・脊髄疾患、循環器疾患、精神疾患、認知症疾患等の専門医療提供体制の推進

3 計画期間

令和6年4月1日
～
令和11年3月31日
(5年間)

4 中期計画の構成

第1 中期計画の期間

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 質の高い医療の提供

(1) 発症予防への取組

- ◇ 専門職等への新たな知見や研修機会の提供、県民への情報発信
- ◇ 高度医療機器を活用したドックの充実

(2) 政策医療の提供

- ◇ 脳と循環器の三次救急医療の拠点及び精神科救急の全県拠点病院
- ◇ 最先端の高度訓練機器を積極的に取り入れたリハビリテーションの機能強化
- ◇ 両センターが協力して行う認知症への最新医療提供体制の整備

2 医療に関する調査及び研究

- ◇ 両センターによる一体的な研究体制の構築
- ◇ 大学・医療機関等と連携した研究活動の推進
- ◇ 医療水準向上に繋がる先駆的な研究の実施

3 医療連携の推進及び地域医療への貢献

- ◇ 県の三次医療及び地域医療を支える医療機関としての貢献
- ◇ デジタル技術を活用した連携医療の推進

4 災害及び新興感染症への対応

- ◇ DMAT・DPAT体制の充実
- ◇ 災害拠点精神科病院の体制整備の推進
- ◇ 新興感染症に備えた体制の強化

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な運営体制の構築

- 2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
- 3 収入の確保、費用の節減

第4 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

第5 短期借入金の限度額

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第7 余剰金の使途

第8 料金に関する事項

第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備の整備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 職員の就労環境の整備
- 4 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

5 取組内容

【取組方針】

県民の脳、脊髄、心臓、血管を病気から守り、県民が病気になれば県内医療機関と連携して両センターの専門医療を駆使し、ADL（日常生活動作）QOL（生活の質）を維持する治療を実施

1 政策医療の提供

○循脳センター

- ◇ 脳と循環器の包括的な高度医療の提供【継】
- ◇ 脳血栓回収療法の実施【継】
- ◇ 県内医療機関や救急隊との連携【継】

○リハセン

- ◇ 全県拠点病院としての精神科救急医療の提供【継】

2 効果的な予防活動の実施

- ◇ 認知症の予防・早期発見に向けた体制の整備【新】
- ◇ 指導者講習会の実施【拡】

3 県内医療機関と連携した専門医療の安定的な提供

- ◇ 地域医療構想の実現に向けた、地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化【新】
- ◇ 回復期リハビリテーションを中心に地域との連携による回復期・生活期医療の充実【新】

4 新薬によるアルツハイマー病治療の推進

- ◇ 県内医療機関と連携したPET等でのアルツハイマー病の診断並びに新薬の投与【新】

5 研究活動の拡充と共同研究の推進

- ◇ 循脳センター研究所に認知症研究部、精神医学研究部を新設し、両センターによる一体的な研究体制の構築【新】

6 災害発生時の迅速な医療支援

7 経営管理体制の強化

6 令和10年度計画値（主な指標）

	救急患者数(人)		病床利用率(%)				脳と循環器の包括的な医療提供患者数(人)		地域医療連携バス件数(件)		画像診断サービス提供件数(件)		ドック(両センター)件数(件)	
			全体		うち回復期リハビリテーション病棟									
	計画値	R4実績	計画値	R4実績	計画値	R4実績	計画値	R4実績	計画値	R4実績	計画値	R4実績	計画値	R4実績
循脳センター	1,200	1,162	76.1	53.6	81.2	69.2	30	27	50	8	900	1,102	1,312	1,167
リハセン	210	160	89.0	89.4	84.0	85.2	-	-	170	159	75	109		

7 収支の見通し(※1)

(単位：百万円)

	第3期 合計(※2)	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	第4期 合計
営業収益	50,100	12,059	11,200	10,911	10,509	9,887	54,567
うち医業収益	28,077	5,592	5,594	5,592	5,608	5,594	27,982
営業外収益	904	95	88	80	78	75	416
営業費用	51,220	10,491	10,440	10,438	10,501	10,429	52,298
うち給与費 (一般管理費に係る分を含む)	29,621	6,248	6,312	6,308	6,390	6,324	31,582
うち材料費	4,970	919	919	919	921	919	4,598
うち減価償却費 (一般管理費に係る分を含む)	7,308	1,183	1,070	1,075	1,046	1,042	5,417
営業外費用	2,375	456	514	380	384	442	2,176
経常利益	-2,591	1,208	334	173	-297	-908	509
経常収支比率	95.2	111.0	103.0	101.6	97.3	91.6	100.9
給与費の対医業収益比率 (一般管理費に係る分を含む)	105.5	111.7	112.8	112.8	113.9	113.0	112.9
材料費の対医業収益比率	17.7	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4

8 運営費交付金の見通し(※1)

(単位：百万円)

	循脳 センター	リハセン	合計
6年度	3,616	2,175	5,791
7年度	2,996	2,527	5,523
8年度	2,939	2,163	5,102
9年度	2,966	1,925	4,892
10年度	2,304	1,985	4,289
第4期合計	14,821	10,776	25,598

第3期合計 (※2)	10,918	8,251	19,168
---------------	--------	-------	--------

第4期一 第3期	3,904	2,525	6,430
-------------	-------	-------	-------

※1 端数処理あり

※2 現時点の見込

9 県と病院機構が連携した経営改善の取組

経営改善に向けた取組の実施状況や財務状況について、定期的に県議会に対し報告

① 経営管理に関すること

経営管理会議

目的

循脳センター、リハセンの安定的な経営を図る

内容

業務や収支等の実績等を踏まえた財務管理・分析・課題の整理・医業収支改善策等の検討 ※改善策は随時実施

構成

県健康福祉部、病院機構
※必要に応じ外部専門家

県が地域医療構想調整会議等で調整していく事項

医療機関相互の役割分担の明確化

地域の医療機関との多様な連携手法のあり方の検討

医療機関相互の連携強化に向けた話し合いの場の設置

② 中長期的な対応に関すること

病院機構の将来のあり方検討会議（仮称）

目的

両センターの中長期的なあり方（構想）を検討する

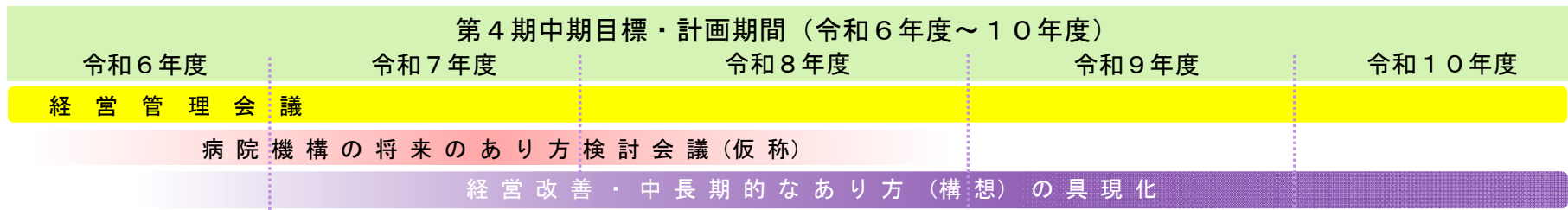
内容

両センターが地域医療構想を県内医療機関と連携して担うための医療提供のあり方について県の財政事情も踏まえて検討

構成

県健康福祉部、病院機構
※必要に応じ外部専門家

③ スケジュール案



地方独立行政法人秋田県立病院機構中期目標及び中期計画（案）対比表

中 期 目 標	中 期 計 画 （ 案 ）
<p>地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成21年4月1日の設立以降、「脳・循環器疾患、精神疾患を中心とした医療・医学の進歩に貢献し、その成果を取り入れた質の高い医療の提供」を基本理念に掲げながら、運営する秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「循環器・脳脊髄センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）の安定した経営基盤に立った病院運営を目指してきた。</p> <p>令和5年度までの第3期中期目標期間内においては、脳と循環器の包括的な高度医療の提供を行う脳心血管病診療棟の運用を開始するとともに、既存病棟の大規模修繕工事を行うなど、脳と循環器の包括的医療提供体制の整備を更に進めたほか、県内大学との共同研究を進めるなど、研究機関として県内の医療水準の向上に寄与した。</p> <p>こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少など、病院経営に大きな影響を受けることになったが、県の要請に応じて感染症患者の入院対応を行いつつ、24時間365日体制での急性期患者の受入継続や、最新のリハビリテーション療法の積極的な導入など、県立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に関して、循環器・脳脊髄センターは、理事長を中心にACOMAT（秋田県コロナ医療支援チーム）の中心的役割を担い、クラスターが発生した医療機関や福祉施設への指導やワクチン接種など、県立病院として期待される役割を担ったと言える。</p> <p>こうした取組により、医療を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たな医療課題に適切に対応したほか、高度で専門的な医療、急性期医療や回復期医療等の充実・強化を図り、質の高い医療サービスを効果的に提供してきている。</p> <p>一方で、本県医療は、人口減少に歯止めがきかない状況において、高齢化の進行による医療需要の変化や医師不足、医療の高度化といった様々な課題を抱えており、住み慣れた地域で暮らし続けたいという県民のニーズに応え、地域の医療提供体制を確保していくためには、病院機構には、引き続き、脳・循環器疾患の三次救急医療や精神科救急医療をはじめとする高度で専門的医療を安定的かつ継続的に提供するという役割をしっかりと果たすとともに、地域医療を支えることが求められている。</p> <p>このようなことから、令和6年度から令和10年度までの第4期中期目標期間においては、秋田県医療保健福祉計画や地域医療構想を踏まえて、病院機構が果たすべき役割・機能を念頭に、地域の医療機関等と連携をより一層進めながら、経営の効率化による安定的な収支構造の確立、高度で専門的な医療を行うための機器整備や運営基盤となる人材を育成・確保するための環境整備を行うとともに、県が目指す「健康寿命日本一」の実現に向け、医療技術や医療サービスの一層の向上を目指す必要がある。</p> <p>このため、第4期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人として自立した運営のもと、高度で専門的な医療提供体制を確保し、県立病院として、医療機能の強化や役割の明確化に努め、期間中においても取組状況や成果等を踏まえ、病院機構が果たすべき役割や機能を検討しながら、県民や患者に信頼される病院づくりを期待する。</p>	<p>地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成21年4月1日の設立以降、運営する秋田県立循環器・脳脊髄センター（以下「循環器・脳脊髄センター」という。）及び秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）において、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療とリハビリテーション医療の提供、発症予防活動、研究活動を行ってきた。その間、医療を取り巻く環境や社会情勢の変化、新たな医療課題への対応に取り組み、急性期医療や回復期医療等の充実・強化を図り、質の高い医療サービスの提供に努めてきたが、患者の高齢化が進み、多疾患併存患者が増え、急性期の侵襲的な治療の適応外となることも多くなってきた。</p> <p>第3期中期目標期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）では、循環器・脳脊髄センターは、第2期中期目標期間に完成した脳心血管病診療棟の運用を開始し、危険因子・基礎疾患が共通する脳卒中と心血管病をそれぞれの専門チームが合同で診療する脳と循環器の包括的医療提供体制の充実を目指した。さらに、脊髄・脊椎疾患に対する最新の手術療法の提供、急性期から回復期への継ぎ目のないリハビリテーションの提供などに努めた。リハセンは、リハビリテーション医療、精神医療、認知症医療を着実に提供し、高い病床利用率を維持するとともに、精神科救急は全県拠点のみならず地域の輪番病院としての役割も担った。両センターとも、医師派遣、高度診断機器の共同利用、共同研究などを通じて、大学や他の医療機関との連携を進めた。コロナ禍においては、感染患者の入院治療、県内外のクラスター発生病院への看護師派遣、中小医療機関や介護・福祉施設のクラスター対応、ワクチン接種など、県立病院としての役割を担った。</p> <p>しかし、両センターが提供する医療の採算性は低く、特に循環器・脳脊髄センターにおいては、第2期中期目標期間に行った循環器医療の機能拡充に伴う医業費用の増や償還金の増による財務状況の悪化のほか、医療情勢の変化、医師不足、既存病棟の大規模修繕工事やコロナ専用病棟の開設による稼働病床数の減などにより、第3期中期目標期間は厳しい運営となった。</p> <p>第4期中期目標期間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）においては、三次医療機関としての機能を維持するとともに、秋田県医療保健福祉計画や地域医療構想を踏まえ、地域の医療機関、介護・福祉施設等と連携を強化し、維持期、生活期における患者支援の機能の充実を進める。県立病院として有する医療資源の県内医療機関との共同利用を進めるとともに、アルツハイマー病の新薬による治療体制を整備し、県内医療機関と連携してPET等で適応患者を診断し治療を実施する。県が目指す「健康寿命日本一」の実現に向けては、効果的な予防活動、予防医療の推進とともに、急性期医療、回復期医療の充実によるADL、QOLの回復に努める。厳しい財政状況に対しては、病院機構全体の経営を管理する体制を強化し、安定的な法人運営の確立を目指し、病院機構が一体となって、中期目標に定められた高度で専門的な医療提供体制の確保や県立病院としての医療機能の強化と役割の明確化に努めるとともに、県内医療の充実に向けて病院機構の主体的及び補完的な役割や県内医療機関との連携の在り方について検討を継続する。</p> <p>ここに第4期中期計画を策定し、役職員が一丸となって、その実現に向け全力で取り組む。</p>
<p>第1 中期目標の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする</p>	<p>第1 中期計画の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。</p>

中期目標

中期計画（案）

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 質の高い医療の提供

循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的な高度医療の提供、脊髄・脊椎疾患の専門医療の提供、急性期から回復期までの脳・脊髄・循環器疾患のリハビリテーション医療の提供を、また、リハセンは、回復期を中心とした脳・脊髄・整形外科疾患のリハビリテーション医療、認知症疾患の専門的かつ包括的な医療、精神障害者の医療・保護に関することなどを基本的な機能として担うとともに、両センターが一体となって緊密に連携し県の医療水準の向上を図るため機能強化に努めること。

1 質の高い医療の提供

(1) 発症予防に向けた取組

(1) 発症予防に向けた取組
 全国一の高齢先進県である本県において、「健康寿命日本一」を目指すため、脳卒中、心疾患、認知症の発症予防について、高度な診断機器の活用や予防のための体制整備など有効な方法を策定し、予防効果の向上に取り組むこと。

(1) 発症予防に向けた取組
 ◇専門職等への新たな知見や研修機会の提供、県民への情報発信
 脳卒中、心疾患、認知症の発症予防について、両センターは関係機関や団体と連携し、予防活動を担う多職種専門職への最新情報や有効な指導法研修の機会を提供するとともに、広報誌・ウェブサイト・講演会などにより県民への広報・啓発活動を行い、健康寿命延伸に取り組む。

令和10年度の計画値

指導者講習会回数	全 体	2回/年
県民向け講演会回数	全 体	2回/年

◇高度医療機器を活用したドックの充実

MR I、S P E C T、P E Tなどの活用により検診を充実するとともに、認知症の予防・早期発見に向け両センターが協力する体制を整備する。

令和10年度の計画値

検診件数	全 体	1,312件/年
------	-----	----------

(2) 政策医療の提供

循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、県立病院として、大学や県内の他の医療機関との連携を強化しながら、高度で専門的な最新医療を提供すること。特に循環器・脳脊髄センターのリハビリテーション医療については、回復期の機能強化を図ること。

(2) 政策医療の提供

両センターは、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患に対する医療及びリハビリテーション医療について、大学や県内の他の医療機関との連携を強化し、高度で専門的な最新医療を安定的に提供する。

◇脳と循環器の三次救急医療の拠点及び精神科救急の全県拠点病院

循環器・脳脊髄センターは、脳卒中、心筋梗塞等の脳・循環器疾患の三次救急医療の拠点として、県内医療機関及び救急隊との情報共有の推進や患者受入体制の整備等により救急対応を強化するとともに、脳心血管病診療棟において脳と循環器の包括的な高度医療を提供する。

また、脳梗塞急性期血栓回収療法の輪番制における秋田市内医療機関との連携及び県傷病者搬送受入協議会やメディカルコントロール協議会における県内医療機関や救急隊との連携を継続する。

リハセンは、24時間、365日対応する精神科救急の全県拠点病院として常時患者を受け入れる体制を維持する。

令和10年度の計画値

救急患者数	循環器・脳脊髄センター	1,200人/年
救急患者数	リハセン	210人/年
経皮的脳血栓回収術	循環器・脳脊髄センター	30件/年
脳と循環器の包括的な医療提供患者数※	循環器・脳脊髄センター	30人/年

※脳卒中患者のうち、心臓カテーテル治療を要する患者数

中期目標

中期計画（案）

- (3) 医師の働き方への対応
医師の働き方改革を推進するため、医療提供体制を着実に維持しながら、適切な労務管理の推進、タスクシフト／シェアの推進などにより時間外労働の縮減に努めること。
- (4) 医療従事者の確保・育成
高度で専門的な最新医療を安定的かつ持続的に提供するため、医師を含む医療従事者の確保と、継続的に働き続けられるキャリアアップ制度の充実に努めること。
また、両センターが一体的に行う研修・教育体制の充実、センター間の人事交流の推進、国内の各種研修・教育システムの活用などにより、各職種の専門性の向上や職種間の連携強化を図るなど医療従事者の育成に努めること。
- (5) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供
県民や患者・家族の視点に立ち、療養環境の整備やホスピタリティーの向上を図るとともに、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。
- (6) より安心して信頼される医療の提供
法令等を遵守し、医療安全対策の徹底や情報セキュリティ対策を講ずることにより、より安心して信頼される医療を提供すること。

◇最先端の高度訓練機器を積極的に取り入れたリハビリテーションの機能強化
両センターは、ロボットやVR等の高度訓練機器を活用した最先端のリハビリテーションを積極的に取り入れ、ADLの向上を図る。

令和10年度の計画値

リハビリ重症患者改善率※	循環器・脳脊髄センター	55.0%
リハビリ重症患者改善率※	リハセン	60.0%

※保険診療における施設基準でのリハビリテーション実績指数

◇両センターが協力して行う認知症への最新医療提供体制の整備
両センターが協力し、アルツハイマー病治療薬をアミロイドPETで診断した適応患者へ投与する体制を整備し、県内医療機関と連携して認知症の治療に取り組む。

- (3) 医師の働き方への対応
兼業を含む労働時間の把握等による適切な労働時間の管理、時間外・休日労働時間が1か月当たり100時間以上となる医師への面接指導等による健康管理、タスクシフト／シェアの推進、特定行為看護師配置の検討などを行い、医師の働き方改革を推進する。
- (4) 医療従事者の確保・育成
労働環境の改善、効率的な情報発信などにより医療従事者の確保を図り、特に医師については多様な情報収集と採用活動の強化を行い、適正な医師数の確保に努める。
両センターが一体的に行う研修・教育体制の整備、センター間の人事交流の推進、各種団体や関連学会が主催・運営する研修・教育システムの活用などによりキャリアアップ制度を充実し医療従事者の育成を計画的に行う。
- (5) 患者・家族の視点に立った医療サービスの提供
入院及び外来患者を対象とした満足度調査や食事の嗜好調査、県民や患者・家族からの意見聴取などをもとに、療養環境の整備やホスピタリティーの向上に努める。
また、患者・家族をサポートする各種窓口においては研修を受講した職員が対応するなど、県民へ信頼される医療サービスの提供を実施する。
- (6) より安心して信頼される医療の提供
法令等を遵守し、医療安全を担当する職員の育成、職員研修の充実、インシデント報告の徹底により、医療安全対策を推進する。
巧妙化するサイバー攻撃への対応など、情報セキュリティ対策に継続して取り組み、安心して信頼される医療を提供する。

令和10年度の計画値

研修会への職員一人当たりの受講回数（医療安全）	循環器・脳脊髄センター	2回／年
研修会への職員一人当たりの受講回数（医療安全）	リハセン	2回／年
研修会への職員一人当たりの受講回数（感染管理）	循環器・脳脊髄センター	2回／年
研修会への職員一人当たりの受講回数（感染管理）	リハセン	2回／年

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)																														
<p>2 医療に関する調査及び研究 循環器・脳脊髄センターは研究体制を強化し、リハセンや県内大学、医療機関との共同研究や、より先駆的な研究及び臨床に応用できる研究に取り組み、脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患及びリハビリテーションの研究と治療の高度化により、県内の医療水準の向上を図るとともに、研究結果に関する県民への広報に努めること。</p> <p>3 医療連携の推進及び地域医療への貢献 循環器・脳脊髄センター及びリハセンは、患者が地域において良質な医療を適切に受けることができるよう、医療機能の充実と合わせ、他の医療機関との役割分担やデジタル技術も活用した連携推進を一層図るとともに、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供に向けて、関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの中で果たすべき役割を担うこと。特に循環器・脳脊髄センターは、地域医療構想の実現に向け、様々な連携手法を検討しながら他の医療機関との協議を重ね、連携強化を図ること。 また、健康寿命の延伸に向け、県民に対して医療や健康に関する情報発信を行うとともに、地域医療を担う医師をはじめとした医療従事者の教育・研修に努めること。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究 ◇両センターによる一体的な研究体制の構築 循環器・脳脊髄センター研究所に認知症研究部、精神医学研究部を新設し、リハセン医師も研究所に所属し、両センターによる一体的な研究体制を構築する。</p> <p>令和10年度の計画値</p> <table border="1" data-bbox="1397 436 2368 478"> <tr> <td>専従の研究員数</td> <td>循環器・脳脊髄センター研究所</td> <td>6人</td> </tr> </table> <p>◇大学・医療機関等と連携した研究活動の推進 循環器・脳脊髄センター研究所は、大学、医療機関などとの共同研究を推進する。</p> <p>◇医療水準向上に繋がる先駆的な研究の実施 脳・脊髄・循環器疾患、精神疾患、認知症疾患及びリハビリテーションについて、より先駆的な研究及び臨床に応用できる研究を推進し、医療水準の向上に努める。</p> <p>◇研究成果の広報 国内外への論文発表を推進し、研究成果をウェブサイトなどにより県民へ広報する。</p> <p>令和10年度の計画値</p> <table border="1" data-bbox="1397 804 2436 846"> <tr> <td>原著論文発表件数</td> <td>循環器・脳脊髄センター研究所</td> <td>40件/年</td> </tr> </table> <p>3 医療連携の推進及び地域医療への貢献 ◇県の三次医療及び地域医療を支える医療機関としての貢献 循環器・脳脊髄センターは、脳と循環器の包括的医療を提供する三次救急医療と脊髄脊椎疾患への外科的治療を実施し、回復期リハビリテーション機能を中心に地域との連携による回復期医療・生活期医療の機能強化を図る。また、地域医療構想の実現に向けて、地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携を強化する。 リハセンは、精神科重症例や難治例に対する治療の充実を図り、精神科救急の全県拠点病院並びに精神科救急医療圏の輪番病院としての役割、医療観察法における鑑定と起訴前鑑定等の役割、急性期病院と連携し回復期リハビリテーションを提供する役割、高度な認知症医療を提供する役割を担う。</p> <p>令和10年度の計画値</p> <table border="1" data-bbox="1397 1241 2594 1472"> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟における病床利用率</td> <td>循環器・脳脊髄センター</td> <td>81.2%</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟における病床利用率</td> <td>リハセン</td> <td>84.0%</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携パス件数</td> <td>循環器・脳脊髄センター</td> <td>50件/年</td> </tr> <tr> <td>地域医療連携パス件数</td> <td>リハセン</td> <td>170件/年</td> </tr> <tr> <td>画像診断サービス提供件数</td> <td>循環器・脳脊髄センター</td> <td>900件/年</td> </tr> <tr> <td>画像診断サービス提供件数</td> <td>リハセン</td> <td>75件/年</td> </tr> </table> <p>◇デジタル技術を活用した連携医療の推進 両センターは、国が推進する医療DXにおける医療機関・薬局・行政等との情報共有や連携を行うため、必要な電子カルテ情報を厚生労働省標準規格に則ったものに整備し速やかに運用を開始する。 循環器・脳脊髄センターは、あきたハートフルネットや急性期画像連携システムの活用により、他医療機関との相互連携を強化する。</p> <p>◇医療や健康に関する情報発信及び医療従事者の教育・研修 両センターは、ウェブサイト、広報誌、研修会、講演会などを活用し、健康寿命の延伸に向けて県民へ医療や健康に関する情報発信を行うほか、他医療機関の医療従事者、臨床研修医、学生等へ教育・研修の機会を提供する。</p> <p>令和10年度の計画値</p> <table border="1" data-bbox="1397 1866 2368 1942"> <tr> <td>県民向け講演会回数(再掲)</td> <td>全 体</td> <td>2回/年</td> </tr> <tr> <td>研修受入人数</td> <td>全 体</td> <td>100人/年</td> </tr> </table>	専従の研究員数	循環器・脳脊髄センター研究所	6人	原著論文発表件数	循環器・脳脊髄センター研究所	40件/年	回復期リハビリテーション病棟における病床利用率	循環器・脳脊髄センター	81.2%	回復期リハビリテーション病棟における病床利用率	リハセン	84.0%	地域医療連携パス件数	循環器・脳脊髄センター	50件/年	地域医療連携パス件数	リハセン	170件/年	画像診断サービス提供件数	循環器・脳脊髄センター	900件/年	画像診断サービス提供件数	リハセン	75件/年	県民向け講演会回数(再掲)	全 体	2回/年	研修受入人数	全 体	100人/年
専従の研究員数	循環器・脳脊髄センター研究所	6人																													
原著論文発表件数	循環器・脳脊髄センター研究所	40件/年																													
回復期リハビリテーション病棟における病床利用率	循環器・脳脊髄センター	81.2%																													
回復期リハビリテーション病棟における病床利用率	リハセン	84.0%																													
地域医療連携パス件数	循環器・脳脊髄センター	50件/年																													
地域医療連携パス件数	リハセン	170件/年																													
画像診断サービス提供件数	循環器・脳脊髄センター	900件/年																													
画像診断サービス提供件数	リハセン	75件/年																													
県民向け講演会回数(再掲)	全 体	2回/年																													
研修受入人数	全 体	100人/年																													

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)						
<p>4 災害及び新興感染症への対応 平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。 リハセンにおいては、災害時の患者受入等の拠点として、災害拠点精神科病院の整備に向けた検討を引き続き行うこと。 また、循環器・脳脊髄センターにおいては、新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に必要な機能を平時から準備するとともに、県の求めに応じて感染状況に応じ柔軟な対応を行うなど、求められる感染症医療を確実に提供すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自律性・自主性により業務運営の改善及び効率化に努めること。 また、年度ごとの取組状況や成果等を踏まえ役割・機能の検討を行うこと。</p> <p>1 効率的な運営体制の構築 医療の安定的な提供が行われるよう、継続的に経営状況の見直しを行い、病院機構全体を一体的に運営する効率的な体制を構築すること。</p> <p>2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 業務運営の自律性を高めるため、病院経営に精通した人材の確保と育成に努めること。</p> <p>3 収入の確保、費用の節減 安定的な経営基盤を確立するため、病床利用率の向上、制度改正への適切な対応による収入の確保に努めるとともに、費用対効果の考え方に基づき、創意工夫しながら費用の節減に努めること。</p>	<p>4 災害及び新興感染症への対応 ◇DMAT・DPAT体制の充実 循環器・脳脊髄センターは、DMAT隊員養成研修の受講による隊員の増員を図るとともに、現隊員の技術の維持向上のため県内外の研修及び訓練に積極的に参加するほか、出動要請に対して柔軟な対応を行うため資機材の点検及び更新を定期的に行う。 また、院内で大規模災害対応訓練を定期的実施し、災害対応マニュアルの確認、見直しを行う。 リハセンは、発災時の医療救護活動に速やかに取り組めるよう、訓練や研修に積極的に参加しDPAT隊員の能力向上を図り、発災に備える。 DMAT、DPATは、秋田県保健医療福祉調整本部のコーディネートチームにおいても活動する。</p> <p>◇災害拠点精神科病院の体制整備の推進 リハセンは、災害時の患者受入等の拠点として、災害拠点精神科病院の整備に向けた県との協議を引き続き行い、体制整備を図る。</p> <p>◇新興感染症に備えた体制の強化 循環器・脳脊髄センターは、新興感染症の感染拡大時の医療提供体制について、関連病院との連携強化やインフェクションコントロールドクター（ICD）、感染管理看護師（ICN）、感染制御専門薬剤師（ICPS）の育成、感染制御チーム（ICT）を中心とした職員の技術向上等に取り組み、求められる感染症予防並びに医療を確実に提供できる体制を整備する。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な運営体制の構築 医療の安定的な提供が行われるよう、病院機構全体を一体的に運営する事務体制の整備を推進する。 また、本部への資金集中による厳格な資金管理と病院機構全体の予算及び収支計画の進行管理の徹底により経営の安定化を図る。</p> <p>2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 病院経営を希望する職員の計画的な採用、病院事務職員としての計画的な育成、病院事務や経営に関する各団体の研修受講などにより、病院経営に精通した人材を育成する。</p> <p>3 収入の確保、費用の節減 病院機構全体の経営管理体制を強化し、病院経営指標の分析に基づく対応、適正な予算執行、多様な契約手法の導入、費用対効果の検討などにより、経営基盤の安定化に努める。 両センターは、診療報酬改定への的確・迅速な対応により、収入の確保に努める。 循環器・脳脊髄センターは、救急隊や他医療機関との連携強化、広報活動などによる病床利用率の向上により、収入の確保に努める。 リハセンは、病床利用率の維持に努める。</p> <p>令和10年度の計画値</p> <table border="1" data-bbox="1397 1707 2368 1780"> <tr> <td>病床利用率</td> <td>循環器・脳脊髄センター</td> <td>76.1%</td> </tr> <tr> <td>病床利用率</td> <td>リハセン</td> <td>89.0%</td> </tr> </table>	病床利用率	循環器・脳脊髄センター	76.1%	病床利用率	リハセン	89.0%
病床利用率	循環器・脳脊髄センター	76.1%					
病床利用率	リハセン	89.0%					

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)																																																										
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 業務運営の改善・効率化を進めるとともに、運営費交付金を中期計画に適切に反映し、医業収入の確保等により経常収支の改善を図ること。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 収支における赤字幅圧縮に取り組む。</p> <p>(注)</p> <p>1 予 算 病院機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの 2 収支計画 病院機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの 3 資金計画 病院機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの</p> <p>1 予算（令和6年度～令和10年度）</p> <table border="1" data-bbox="1409 546 2448 1417"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業収益</td> <td>50,185</td> </tr> <tr> <td> 医業収益</td> <td>28,029</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td>22,090</td> </tr> <tr> <td> その他営業収益</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td> 営業外収益</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td> その他営業外収益</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td> 資本収入</td> <td>7,397</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td>3,360</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td> その他資本収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58,024</td> </tr> <tr> <td>支 出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 営業費用</td> <td>47,794</td> </tr> <tr> <td> 医業費用</td> <td>46,814</td> </tr> <tr> <td> 給与費</td> <td>30,265</td> </tr> <tr> <td> 材料費</td> <td>5,058</td> </tr> <tr> <td> 経費</td> <td>10,853</td> </tr> <tr> <td> 研究研修費</td> <td>638</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td> 基金等事業費</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> 営業外費用</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td> 資本支出</td> <td>9,891</td> </tr> <tr> <td> 建設改良費</td> <td>3,665</td> </tr> <tr> <td> 償還金</td> <td>6,106</td> </tr> <tr> <td> その他資本支出</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>57,980</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消費税等の取扱い】 上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。</p> <p>【人件費の見積り】 期間中総額 30,973 百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等の額に相当するものである。</p> <p>【運営費交付金等】 1 運営費交付金は運営費負担金を含む。 2 建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費交付金等については、経常費助成のための運営費交付金等とする。</p> <p>【脳血管医学振興基金事業に係る寄附金の使途等】 脳血管医学振興基金の事業に充てるものとして受領する寄附金（当該基金の運用によって生じた運用益を含む。）については、基金等事業費の脳血管医学振興基金事業費として支出し、各年度の支出金額は年度計画において定める。</p>	区 分	金 額 (百万円)	収 入		営業収益	50,185	医業収益	28,029	運営費交付金	22,090	その他営業収益	66	営業外収益	442	運営費交付金	148	その他営業外収益	294	資本収入	7,397	運営費交付金	3,360	長期借入金	4,037	その他資本収入	0	計	58,024	支 出		営業費用	47,794	医業費用	46,814	給与費	30,265	材料費	5,058	経費	10,853	研究研修費	638	一般管理費	979	基金等事業費	1	営業外費用	295	資本支出	9,891	建設改良費	3,665	償還金	6,106	その他資本支出	120	計	57,980
区 分	金 額 (百万円)																																																										
収 入																																																											
営業収益	50,185																																																										
医業収益	28,029																																																										
運営費交付金	22,090																																																										
その他営業収益	66																																																										
営業外収益	442																																																										
運営費交付金	148																																																										
その他営業外収益	294																																																										
資本収入	7,397																																																										
運営費交付金	3,360																																																										
長期借入金	4,037																																																										
その他資本収入	0																																																										
計	58,024																																																										
支 出																																																											
営業費用	47,794																																																										
医業費用	46,814																																																										
給与費	30,265																																																										
材料費	5,058																																																										
経費	10,853																																																										
研究研修費	638																																																										
一般管理費	979																																																										
基金等事業費	1																																																										
営業外費用	295																																																										
資本支出	9,891																																																										
建設改良費	3,665																																																										
償還金	6,106																																																										
その他資本支出	120																																																										
計	57,980																																																										

中期目標

中期計画（案）

2 収支計画（令和6年度～令和10年度）

区 分	金 額（百万円）
収入の部	54,983
営業収益	54,567
医業収益	27,982
運営費交付金収益	23,118
資産見返負債戻入	3,406
その他営業収益	61
営業外収益	416
運営費交付金収益	148
その他営業外収益	268
臨時利益	0
支出の部	54,474
営業費用	52,298
医業費用	51,426
給与費	30,858
材料費	4,598
経費	10,065
減価償却費	5,325
研究研修費	580
一般管理費	871
基金等事業費	1
営業外費用	2,176
臨時損失	103
純利益	406

【消費税等の取扱い】

- 1 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
- 2 控除対象外消費税等負担額及び資産に係る控除対象外消費税等負担額は営業外費用に含まれている。

【運営費交付金】

運営費交付金収益は運営費負担金収益を含む。

中期目標	中期計画（案）																																																								
	<p>3 資金計画（令和6年度～令和10年度）</p> <table border="1" data-bbox="1409 296 2451 1171"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金収入</td> <td>58,454</td> </tr> <tr> <td> 業務活動による収入</td> <td>50,697</td> </tr> <tr> <td> 診療業務による収入</td> <td>28,106</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金による収入</td> <td>22,238</td> </tr> <tr> <td> その他の業務活動による収入</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td> 投資活動による収入</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td> 有価証券の償還による収入</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> その他の投資活動による収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 財務活動による収入</td> <td>7,397</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金による収入</td> <td>3,360</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金による収入</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td>前期中期目標期間からの繰越金</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>資金支出</td> <td>57,676</td> </tr> <tr> <td> 業務活動による支出</td> <td>47,868</td> </tr> <tr> <td> 給与費支出</td> <td>30,554</td> </tr> <tr> <td> 材料費支出</td> <td>4,973</td> </tr> <tr> <td> その他の業務活動による支出</td> <td>12,341</td> </tr> <tr> <td> 投資活動による支出</td> <td>3,698</td> </tr> <tr> <td> 有価証券の取得による支出</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td> 有形固定資産の取得による支出</td> <td>3,661</td> </tr> <tr> <td> その他の投資活動による支出</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td> 財務活動による支出</td> <td>6,110</td> </tr> <tr> <td> 長期借入金の返済による支出</td> <td>4,503</td> </tr> <tr> <td> 移行前地方債償還債務の償還による支出</td> <td>1,542</td> </tr> <tr> <td> その他の財務活動による支出</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>次期中期目標期間への繰越金</td> <td>778</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消費税等の取扱い】 上記の数値は消費税及び地方消費税込みの金額を記載している。</p> <p>【運営費交付金】 運営費交付金による収入は運営費負担金による収入を含む。</p> <p>【繰越金】 前期中期目標期間からの繰越金及び次期中期目標期間への繰越金には、当期開始前に運用を開始し、当期中に未償還の有価証券を含まない。</p>	区 分	金 額（百万円）	資金収入	58,454	業務活動による収入	50,697	診療業務による収入	28,106	運営費交付金による収入	22,238	その他の業務活動による収入	353	投資活動による収入	120	有価証券の償還による収入	120	運営費交付金による収入	0	その他の投資活動による収入	0	財務活動による収入	7,397	運営費交付金による収入	3,360	長期借入金による収入	4,037	前期中期目標期間からの繰越金	240	資金支出	57,676	業務活動による支出	47,868	給与費支出	30,554	材料費支出	4,973	その他の業務活動による支出	12,341	投資活動による支出	3,698	有価証券の取得による支出	20	有形固定資産の取得による支出	3,661	その他の投資活動による支出	17	財務活動による支出	6,110	長期借入金の返済による支出	4,503	移行前地方債償還債務の償還による支出	1,542	その他の財務活動による支出	65	次期中期目標期間への繰越金	778
区 分	金 額（百万円）																																																								
資金収入	58,454																																																								
業務活動による収入	50,697																																																								
診療業務による収入	28,106																																																								
運営費交付金による収入	22,238																																																								
その他の業務活動による収入	353																																																								
投資活動による収入	120																																																								
有価証券の償還による収入	120																																																								
運営費交付金による収入	0																																																								
その他の投資活動による収入	0																																																								
財務活動による収入	7,397																																																								
運営費交付金による収入	3,360																																																								
長期借入金による収入	4,037																																																								
前期中期目標期間からの繰越金	240																																																								
資金支出	57,676																																																								
業務活動による支出	47,868																																																								
給与費支出	30,554																																																								
材料費支出	4,973																																																								
その他の業務活動による支出	12,341																																																								
投資活動による支出	3,698																																																								
有価証券の取得による支出	20																																																								
有形固定資産の取得による支出	3,661																																																								
その他の投資活動による支出	17																																																								
財務活動による支出	6,110																																																								
長期借入金の返済による支出	4,503																																																								
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,542																																																								
その他の財務活動による支出	65																																																								
次期中期目標期間への繰越金	778																																																								
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 限度額 500,000,000円 想定される短期借入金の発生事由 運営費交付金及び運営費負担金の交付時期の遅れなどによる一時的な資金不足への対応 																																																								
	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期計画期間における計画はない。</p>																																																								

中 期 目 標	中 期 計 画 (案)						
	<p>第7 剰余金の使途 決算において生じた剰余金は、繰越欠損金に充てる。</p>						
	<p>第8 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の基準に基づき算定した額</p> <p>(2) (1)以外のものについては、理事長が別に定める額</p> <p>2 使用料等の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除する。</p>						
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 県立病院として、県民に安心して良質な医療を継続的に提供できるよう、次の事項を実施すること。</p> <p>1 施設及び設備の整備に関する事項 施設及び設備整備については、遠隔診療やマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）等の各種情報システムを活用することにより経営の効率化を図るとともに、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展、高度医療機器の共同利用などを総合的に勘案し、計画的に実施すること。</p> <p>2 人事に関する事項 効率的な業務運営ができるよう、人事を管理する体制を整備し、職員の適切な配置に努めること。 また、職員の業績・能力評価を的確に反映した人事管理を行うこと。</p> <p>3 職員の就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などにより、過重労働のない、働きやすい環境の整備に努めること。</p>	<p>第9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備の整備に関する計画（令和6年度～令和10年度） 両センターは、国が推進する医療DXに呼応した設備を段階的に整備し、事務業務の負担軽減、医療サービスの質の向上、医療安全の向上を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1374 951 2531 1073"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予 定 額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機器等整備</td> <td>3, 6 6 5 百万円</td> <td>長期借入金等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 人事に関する計画 効率的な業務運営ができるよう、事務体制の整備と職員の意欲と希望を考慮した配置や業績・能力を反映した人事を行う。</p> <p>3 職員の就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスに資するよう、多様な勤務形態の導入などに努め、過重労働のない働きやすい職場環境の整備を推進する。</p> <p>4 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間の繰越積立金はない。</p>	施設・設備の内容	予 定 額	財 源	医療機器等整備	3, 6 6 5 百万円	長期借入金等
施設・設備の内容	予 定 額	財 源					
医療機器等整備	3, 6 6 5 百万円	長期借入金等					

新	旧
<p>(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務(六)に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。)に従事しようとする意思を有すること。ただし、(九)に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(四)まで、(七)又は(八)に掲げる施設において業務に従事した経歴(以下「三年以上の県内実務経歴」という。)を有する者である場合に限る。 (一) 略 (二) 略 (三) 略 (四) 略 (五) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條第二項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 (六) 略 (七) 略 (八) 略 (九) 略</p>	<p>(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務(六)に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。)に従事しようとする意思を有すること。ただし、(九)に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(四)まで、(七)又は(八)に掲げる施設において業務に従事した経歴(以下「三年以上の県内実務経歴」という。)を有する者である場合に限る。 (一) 略 (二) 略 (三) 略 (四) 略 (五) 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の二の二第三項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関 (六) 略 (七) 略 (八) 略 (九) 略</p>

【議案第83号関係】

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する
 条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している児童福祉法の条項を改めることとする。
 (第1条の2関係)

3 施行期日

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日(令和6年4月1日)から施行することとする。